

**「電気通信事業分野における競争状況の評価2009（案）」  
 に対して寄せられた意見及び総務省の考え方**

別紙 4

「意見」で引用している評価結果のページは、意見招請時の評価結果（案）のページ。

**総論**

頁	意 見	総務省の考え方
	<p>1、評価結果を「光の道」へ反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「電気通信分野における競争状況の評価 2009（案）」では、FTTH 市場における NTT 東西殿の独占化傾向だけでなく FTTH 市場の拡大の鈍化も指摘されています。「光の道」構想実現に向けた基本的方向性（平成 22 年 5 月 18 日）（以下、「光の道」基本方針）の検討を進めるにあたっては、競争評価で指摘された FTTH 市場の鈍化状況を勘案していく必要があると考えます。</li> <li>戦略的評価の「モバイル及びブロードバンドの普及に関するこれまでの競争政策の経済効果の定量分析」では、競争政策の直接的経済効果として、ADSL が約 1,470 億円であるのに対し、FTTH では約 130 億円と 10 分の 1 以下となっています。この違いは、サービスの成長時期と立ち上がり時期に行われる競争政策が異なることが大きな要因と考えます。具体的には、ADSL はすでに敷設済みのメタルを用いてサービス競争を促進し、FTTH では光ファイバインフラ整備を行う観点から投資に観点をおいた設備競争を主に行ってきました。その光ファイバインフラ整備については、NTT 東西殿を中心に 2010 年に「き線」点まで 90%という光化を実現したことで競争政策の第 1 ステージともいえる段階が終わり、この先 5～10 年を見据えて今後の FTTH 市場の拡大に必要なことは第 2 ステージとして利活用を促進するサービス競争であると考えます。FTTH 市場において今後、サービス競争を中心にした競争政策をより一層促進することでより効果的な成長が実現できると考えます。</li> <li>FTTH 市場と同様に重要なのがモバイル市場です。「光の道」基本方針においても、「多様なブロードバンド手段の確保という観点から、既存の周波数割当の見直しや周波数開発など研究開発の推進により、新たなワイヤレスブロードバンド向け周波数帯の確保に努めることが必要と考えられることから、新たに設置した『ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数</li> </ul>	<p>個別の政策の方向性に関する御意見として、今後の政策検討において参考とさせていただきます。</p>

	<p>検討ワーキンググループ』において、7月を目途に結論を得られるよう検討を行うこととする。」とされています。したがって、ワイヤレスブロードバンド普及促進の観点からも競争状況を評価していくことが今後ますます重要と考えます。FTTHに代表される約5,000万世帯の固定ブロードバンドだけでなく、3.9世代のサービスロードマップが既に見えている1億以上を母数とした高速モバイル分野も視野に入れて推進を図ることが成長戦略をより有意義に導くものと考えます。</p> <p>・</p> <p style="text-align: center;">【イー・アクセス株式会社／イー・モバイル株式会社】</p>	
	<p><u>2、総合的な市場支配力に着目したドミナント規制についての評価が必要</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの競争評価では、総務省殿の考え方において「指定電気通信設備制度の有効性・適正性については、競争セーフガード制度において定期的に検証しています。」とされてきましたが、アドバイザリーボードでも規制がうまく機能しているかどうか競争評価でも見ていく必要があると指摘されたところであり、競争評価において、今後はボトルネック性に着目した規制、及び総合的な市場支配力に着目したドミナント規制の両方の観点から規制の有効性について評価していくことに賛成します。</li> <li>・ NTT 東西殿の概括的展望、「光の道」基本方針によるインフラ整備、光 IP 電話をユニバーサルサービスの対象とするかどうかの検討など電気通信市場をとりまく環境は大きく変化しようとしています。いずれにしても重要なのは、健全で公正な市場環境を構築することです。激変する市場環境に対応してダイナミックな競争を促進していくためには、多様なサービスやイノベーションの促進を行える環境、新規参入促進など多様なプレイヤーを確保することが必要です。これまでのボトルネック規制によりアクセス網のさらなるオープン化を促進するという方法に加えて、事業者間スイッチングの促進、サービスの多様な組み合わせの促進といった観点で制度設計を見直す必要があると考えます。</li> <li>・ 「光の道」基本方針では、ボトルネック性に着目した規制の在り方と同時に市場支配力に着目したドミナント規制の在り方として、「総合的な市場支配力に着目したドミナント規制については、諸外国でも一般的に採用されていること、ボトルネック性以外の公正競争を歪める要因に対する対応が可能となること等にかんがみ、その導入について速やかに検討を開始</li> </ul>	<p>市場支配力に着目したドミナント規制の在り方については、現在、グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォースにおいて検討されているところです。また、競争評価制度の在り方については、グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォースにおいて本年5月に取りまとめられた『「光の道」構想実現に向けて-基本的方向性-』において「再検討することが望ましい」とされているところです。</p> <p>御指摘のグループドミナンスについても、「評価結果の概要」P12にあるように、注視するとともに、その評価の在り方についても検討していくこととしています。</p>

	<p>することが適当である。その際、併せて、現在総務省殿において取り組まれている競争セーフガード制度、競争評価制度の在り方も再検討することが望ましい。」と指摘されており、今後、NTTのグループドミナンスについて競争評価でも重要な分析事項としてとりあげていくべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【イー・アクセス株式会社／イー・モバイル株式会社】</p>	
	<p><u>3、ブランド力について定義の明確化と分析方法の検討が必要</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ブランド力」については、「V 電気通信サービスに係る消費者選好の変化に関する経時的分析」では消費者のアンケートで「ブランド力」という言葉が使用されています。経済産業省の「ブランド価値評価研究会報告書」（平成14年6月24日）において、「ブランド力」が定義されておりブランドの競争優位性（価格優位性、販売数量安定性、拡張力）について分析されており、ブランド使用料の算定方法についても触れられています。また、公正取引委員会の「排除型指摘独占に係る独占禁止法上の指針」（平成21年10月28日）においても「ブランド力」が「抱き合わせ」「供給拒絶・差別的取扱い」を行い排除行為とされる可能性があると指摘されています。</li> <li>・ NTTの総合的なグループドミナンスを検討してうえで、この「ブランド力」による市場支配力を注視していくことは非常に重要であると考えます。すでに確立されている定義や分析方法もあることから、これらを用いながら、まずは検討を始めるべきと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【イー・アクセス株式会社／イー・モバイル株式会社】</p>	<p>御指摘の経済産業省の「ブランド価値評価研究会報告書」においては、ブランド使用料の実務、ブランドの資産計上等に関する考え方を取りまとめたものと認識しており、種々のブランド価値評価アプローチについてもそれぞれの長所及び短所が示されているところですが、電気通信分野における競争評価の観点から、これらをどのように活用することができるかについては慎重に検討することが必要であると考えます。</p> <p>また、公正取引委員会の「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」に係る御指摘については、当該指針において言及されている「ブランド力」は、排他的取引等に該当するか否かを判定する際に、行為者・競争者の市場における地位を検証するための一要素として掲げられているものであり、「ブランド力」そのものが「抱き合わせ」「供給拒絶・差別的取扱い」等の排除行為と</p>

		<p>される可能性がある」と指摘されているものではないと考えます。</p> <p>いずれにせよ、「ブランド力」については、評価手法等について議論を重ねる必要があると考えており、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
	<p><b>【意見】</b></p> <p>総論</p> <p>我が国の電気通信市場は、自由化されてから25年が経過した現在においても、これまでの競争評価の結果が示すとおり、NTTグループがほぼ全ての市場において強大な市場支配力を保持し続けています。</p> <p>これは、NTTグループによる電電公社時代のボトルネック設備や顧客基盤の継承に加え、持株会社体制でのグループドミナンス行使の影響であり、現行の規制だけでは公正な競争が確保されていないことを示しているものと考えます。「『光の道』構想実現に向けて—基本的方向性—」の中で、グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースでのヒアリングにおいて、「制度創設後数年から10年以上経った現時点においても、未だに線路敷設の諸条件、接続情報の取扱い、接続料水準、子会社を通じたグループ経営等様々な問題が存在している」と事業者から指摘があったことを踏まえ、「一層の公正競争確保の必要性が認められる」との見解が示されていることから、この事実は明らかです。</p> <p>公正競争を確保するための手段としては、現行のボトルネック設備の有無による規制に加えて、上記の基本的方向性において言及されているような市場支配力に着目した新たなルールが必要であると考えます。現行の競争評価において、市場が公正な競争状況にあるか否かを的確に把握し、透明性が高い手法で客観的に市場を分析することを前提に市場支配力を認定することは有効であり、市場支配力に着目し、その程度に応じた新たなルールを導入するにあたって、こうした分析が必要不可欠であり、制度設計の根幹をなす要素の一つと考えます。</p> <p>上述のような見直しの間にも、現行のルールにおいて、競争セーフガード制度と競争評価を機能的に連携させ、市場実態を踏まえた競争状況を評価し、競争状況に応じたルール策定につ</p>	<p>市場支配力に着目したドミナント規制の在り方については、現在、グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースにおいて検討されているところです。</p> <p>また、競争セーフガード制度及び競争評価制度の在り方については、グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースにおいて本年5月に取りまとめられた「『光の道』構想実現に向けて—基本的方向性—」において「再検討することが望ましい」とされているところであり、御指摘の点については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

	<p>なげることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	
	<p>【意見】</p> <p>1. 評価方法について</p> <p>(1) 市場支配力の「存在」と「行使」</p> <p>本評価結果案では、市場支配力について「存在」と「行使」を区別して評価していますが、市場支配力については例え能動的な「行使」が行われなくとも、「存在」するだけで競争事業者の参入意欲を削ぐなど市場に対し潜在的な影響を与え得ることを重視すべきです。従って、規制等の存在をもって「行使」の可能性がないと結論付けることは不適當であり、市場支配力の「存在」を重視した評価結果に改めるべきです。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>市場支配力の「存在」と「行使」の関係については様々な議論があるものと認識していますが、総務省が実施する競争評価については、競争政策が有効に機能しているか否かを検証するために実施しているという要素もあり、市場支配力が「行使」されるような状況が生じているか否かの評価が重要であると考えます。</p> <p>市場支配力を有する事業者が市場に対し影響を与え得るか否かについては、市場支配力の「行使」の可能性を評価することで判断されるものと考えます。</p>
	<p>(2) HHIの算出</p> <p>本評価結果案では、NTT東西殿とその他NTTグループの企業に関して、それぞれの事業者が競争関係にある等を理由に、各社を個別に扱った上でHHIを算出していますが、持株会社を筆頭にグループ連携を公に掲げ連携強化が推進されている中、市場の実態としてNTTグループ会社同士が熾烈な競争を行っているとは言い難く、このようなHHIの分析は意味をなさないと考えます。従って、NTTグループの連携やグループドミナンスの効果などを適正に評価・分析するためにも、HHIの分析はNTTグループを一体として取り扱った上で実施すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>HHIについては、NTT東西に関しては1者として算出していますが、NTTコミュニケーションズについては、持株会社を通じた資本関係がある一方で、地理的市場が重なることを勘案し、別に算出することとしています。</p>

	<p>2. 今後の競争評価制度の在り方について</p> <p>(1) 重点的評価の実施</p> <p>競争評価制度の有効性を高めるために、移動体通信市場やFTTH市場等公正競争上の課題が多く指摘されている市場の分析を重点的に実施すべきです。具体的には、全ての市場を網羅的に分析するアプローチを廃止し重点市場のみの分析を行うか、戦略的評価において重点市場にフォーカスした詳細分析を行うか、いずれかの手法を恒常的なものとして確立すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>今後の競争評価の在り方については、「評価結果の概要」P.11～P.13において記述しているように、市場画定の見直しをはじめ、いくつかの課題を掲げているところであり、御指摘の点も含めて検討を行っていきたいと考えます。</p> <p>なお、次年度の競争評価の具体的な枠組については、パブリックコメント等の手続を経て確定する「実施細目」において具体化する予定です。</p>
	<p>(2) 競争セーフガード制度との有機的連携について</p> <p>総務省殿は従前より、公正競争環境の実現に向けて競争評価制度と競争セーフガード制度の有機的な連携を行うとしています。しかしながら、競争評価制度においては市場における課題の適正な評価、競争セーフガード制度においては問題事例の抜本的解決に向けた踏み込んだ対応がなされていないため、市場における課題は依然として解決されていない状況にあると考えます。特に、FTTH市場等においてはNTT独占化の進展が放置されており、極めて問題のある状況と言えます。弊社共は、市場における課題解決、公正競争環境整備の実現に向けて、それぞれの制度のより実効的な推進並びに有機的な連携に期待するところであり、今年度においても今回の競争評価に引き続き競争セーフガード制度の着実な実施がなされるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>競争セーフガード制度及び競争評価制度については、本年5月にグローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースにおいて取りまとめられた『『光の道』構想実現に向けて-基本的方向性-』において「再検討することが望ましい」とされているところであり、御指摘の点については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

## 概要

頁	意見	総務省の考え方
3	<p>【総務省案】</p> <p>NTTグループのシェアは、050-IP電話、移動体通信、ADSL、ISPを除き</p>	<p>御意見を踏まえ、当該部分を以下のように修正いたします。</p>

	<p>ずれも5割を超えており、特にFTTHのシェア急増が顕著となっている。また、市場集中度が高い多くの市場において、NTTグループのシェアが高い傾向にある。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>・FTTHにおけるNTT西日本のシェアは、32.2%から32.1%と低下している状況であり、NTT東西のシェアを見ても、74.1%から74.4%と、対前年+0.3ポイントの増加に過ぎず、また、P2の図表1においても、表中の矢印で「→」と横ばい傾向の評価となっていることから、「FTTHのシェア急増が顕著」という評価は適切でないと考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【西日本電信電話株式会社】</b></p>	<p>NTTグループのシェアは、050-IP電話、移動体通信、ADSL、ISPを除きいずれも5割を超えている。</p>
3	<p>3. 1. 定点的評価のポイント (1) 市場集中度とシェア</p> <p><b>【総務省案】</b></p> <p>NTTグループのシェアは、050-IP電話、移動体通信、ADSL、ISPを除きいずれも5割を超えており、特にFTTHのシェア急増が顕著となっている。また、市場集中度が高い多くの市場において、NTTグループのシェアが高い傾向にある。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>FTTHにおけるNTTグループのシェアの増加は、74.1%から74.4%と対前年度+0.3ポイントであり、2頁の図表1においても、表中の矢印で「→」と評価されていることから、本文中におけるFTTHのシェアは「急増が顕著」ではなく「横ばい」との記述に修正願います。</p> <p style="text-align: right;"><b>【東日本電信電話株式会社】</b></p>	<p>御意見を踏まえ、当該部分を以下のように修正いたします。</p> <p>NTTグループのシェアは、050-IP電話、移動体通信、ADSL、ISPを除きいずれも5割を超えている。</p>
8	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>II 移動体通信領域の市場分析</p> <p>NTTドコモのシェアは10年3月末で48.2%であり、依然として競争事業者とのシェア格差は大きく、寡占的な市場構造の下、市場支配力を行使し得る地位にある。また、事業者シェアに大きな変動はみられないが、上位3社のシェアは94.4%と極めて高い水準であ</p>	<p>賛同の御意見として取り扱わせていただきます。</p> <p>なお、記述の追加に関する御意見については、一点目については、個別の政策の方向性に関するものであり、競</p>

<p>り、複数事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にある。  しかしながら、第二種指定電気通信設備に係る規制の存在等から、単独・協調ともに、市場支配力を実際に行使する可能性は低い。</p> <p>その他、MVNOによる新市場創出、サービスの多様化、LTEのサービス開始やスマートフォン端末の普及など、これらの新たな動きが市場に大きく影響を及ぼす可能性も考えられることから、今後の市場動向を注視していく必要がある。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動体通信市場において、MVNOによる新市場創出、サービスの多様化、LTEのサービス開始やスマートフォン端末の普及など今後の市場動向を注視していくことに賛成します。</li> <li>・ LTEに代表される高速モバイルは、その市場の大きさ、利用者の利便性や新たな需要も見込まれることから、成長戦略として根幹の一つとしておくべきものであるため、新興事業者が競争可能となるような環境をサポートするなど、市場活性化のための競争を促進し、従来の垂直統合型ビジネスモデルに加えて水平分業型のビジネスモデルの構築を推進すべきと考えます。</li> <li>・ 電波開放戦略により 13 年ぶりに携帯市場に参入した弊社は、先取的な技術とビジネスモデルによりワイヤレスブロードバンドという新たな市場を創出し、競争を促進してきたことにより、利用者利便性の向上を図り、新規事業者として大きな役割を果たしてきました。</li> <li>・ しかしながら、新興事業者である弊社では、周波数帯域幅、電波伝搬特性に優れている帯域や国際調和がとれた帯域を有していないなど、既存大手 3 事業者と比較して同等の競争環境にあるとは言えません。そのため、次期 700MHz 帯・900MHz 帯の割当てにおいては、1GHz 以下の周波数かつ国際調和の取れた帯域を有していない新興事業者へ優先的に割当てを行う等といった競争中立的な割当てポリシーを導入することが必要と考えます。</li> <li>・ したがいまして、報告書（案）に「<u>移動体市場においては、イー・モバイル株式会社といった新興事業者が参入し、ワイヤレスブロードバンド市場を創出するなど競争促進による効果が大きい。</u>」「<u>今後も継続的に競争促進していく必要があることから、競争中立的な周波数割当等継続的な競争環境の整備を行うべきである。</u>」を追加いただけますよう強く要望します。</li> </ul>	<p>争評価の中で言及する事項にはそぐわないものと考えます。また、二点目については、「評価結果の概要」P.11にあるように、今後、市場画定の見直しを行っていく中で検討すべき論点であると考えます。</p>
---	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動体通信領域については、携帯電話の通話についての評価が中心になっていますが、今後さらに需要が高まるワイヤレスブロードバンドにも焦点をあてて競争評価を行っていくべきと考えます。</li> <li>・ したがって、<u>「<u>今後は移動体におけるデータ通信についても部分市場として競争評価を行っていくべき。</u>」を追記してワイヤレスブロードバンドに焦点をあてて競争状況の評価をしていただけるよう要望します。</u></li> </ul> <p style="text-align: center;">【イー・アクセス株式会社／イー・モバイル株式会社】</p>	
10	<p>【総務省案】</p> <p>3) FTTH 市場</p> <p>第一種指定電気通信設備制度に基づく設備開放義務等の存在が市場支配力行使の抑止力となっているものの、<u>10年2月、NTT西日本に対し、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した情報の取扱いについて業務改善命令が出される事例が発生しており、今後、FTTHがブロードバンドサービスの中心となっていくであろうことを踏まえれば、競争ルールの遵守状況については更に注視が必要である。</u></p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年来のNTT西殿の情報漏洩問題やNTTグループの事業会社を跨ぐ共同マーケティングの事例(ビリング一体化、営業連携、FMCサービスの展開、人事交流等)は競争セーフガード制度等でも競争事業者から毎年指摘されているところであり、NTTグループの市場支配力の問題は、1999年のNTT再編成以来においても競争環境における継続的な課題になっていると考えます。</li> <li>・ したがって、従来のボトルネック設備に対する規制の他に、複数市場に跨るNTTの総合的なグルーパドミナンスにより着目し、また現在のNTTグループの組織や業務実態に対応する、累次の公正競争要件に関する整理と再構築を行うことが急務であり、総合的な市場支配力(SMP規制)と共に検討することが必要と考えます。具体的には、「禁止行為規制」、「特定関係事業者」、「活用業務制度」を対象とした制度の拡充を図るべきと考えます。</li> <li>・ また、公正競争要件に関する整理に応じて、競争セーフガード制度や競争評価といった従来</li> </ul>	<p>市場支配力に着目したドミナント規制の在り方については、現在、グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースにおいて検討されているところです。</p> <p>また、競争セーフガード制度及び競争評価制度の在り方については、グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースにおいて本年5月に取りまとめられた『『光の道』構想実現に向けて-基本的方向性-』において「再検討することが望ましい」とされているところであり、御指摘の点については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

	<p>の取組みを活用した実効的な検証スキームの確保も併せて必要であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アドバイザリーボード第1回（平成21年12月3日開催）においても、「ある市場で有効な競争が存在しているかどうかという判断を競争評価で行うわけだから、規制がうまく機能しているかどうかについても見なければ、競争評価はできないのではないか。」「全体的にルールが機能しているかという点は重要。個々の部分については競争セーフガード制度で検証し、その検証を受けて、競争評価が全体としてシステムが動いているかを見るということだろう」と積極的な発言があり、弊社もその考えに賛成します。</li> <li>・ したがって、報告書の記述についても「競争ルールの遵守状況については更に注視が必要である。」に追加して、「<u>これまで事業法の基づく指定電気通信設備制度及びNTT法に関連したNTTグループに係る異次の公正競争要件の有効性・適正性を確保するため、これらを定期的に検証することとし、競争セーフガード制度で運用してきたが、今後はその検証を受けて競争評価では全体として規制がうまく機能しているかどうか競争ルールの遵守状況を注視する必要がある。</u>」とするなど競争セーフガード制度と競争評価の連携についても記述いただけるよう強く要望します。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【イー・アクセス株式会社／イー・モバイル株式会社】</p>	
11	<p>【総務省案】</p> <p>4. 競争評価2010以降の評価について</p> <p>【意見】</p> <p>&lt;市場支配力に着目したルールの必要性について&gt;</p> <p>「電気通信事業分野における競争状況の評価2009（案）」では、複数市場においてNTTグループの市場支配力の存在が認められているにもかかわらず、既存のルールによる措置が講じられていることから市場支配力が行使されていないという結果になっています。しかし、市場の実態を見ると、NTT西日本の事例（「NTT西日本が把握している他事業者のDSL利用情報・他事業者へ移行した番号ポータビリティ情報等のNTT西日本の販売代理店への不適切な提供（2009年11月18日NTT西日本報道発表）」）のように、業務改善命令の発出に至る事態が発生しており、これは、市場支配力が現に行使され、既存のルールが十分に機能し</p>	<p>市場支配力に着目したドミナント規制の在り方については、現在、グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースにおいて検討されているところです。また、競争評価制度の在り方については、グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースにおいて本年5月に取りまとめられた『光の道』構想実現に向けて-基本的方向性-において「再検討することが望ましい」とされているところです。</p>

	<p>ていないことの証左であると考えます。このような状況を踏まえれば、現行のボトルネック設備の有無による規制にとどまらず、市場支配力に着目し、その程度に応じて規制を課すことが必要であると考えます。</p> <p>こうした市場支配力に着目したドミナント規制については、「『光の道』構想実現に向けて—基本的方向性—」において、速やかに導入の検討を開始することが適当とされており、また、特に欧州においては、設備シェアを規制の発動の前提とはせずに設備シェアを含めた総合的な企業の市場支配力（SMP：significant market power）を認定する規制枠組みを既に運用しています。以上より、シェアのみならず、歴史や顧客基盤、ブランド力等の判断要素を含めたトータルな事業能力をしっかりと捉え、総合的な市場支配力に着目したルールを導入が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	
11	<p>＜新しいサービスやビジネスモデルにおける市場画定の考え方について＞</p> <p>これまで、定点的評価において、固定電話領域、移動体通信領域、インターネット接続領域、法人向けネットワークサービス領域の4つの領域について分析・評価をしてきていますが、市場環境の変化に伴い、新たに、通信領域と上位レイヤーを組み合わせたサービスの提供や、端末とプラットフォームを組み合わせたビジネスモデル等が登場してきています。</p> <p>こうした新しいサービスやビジネスモデルについての競争評価を行うに当たっては、市場を大括りに画定するのではなく、各レイヤーの市場動向や、技術革新の動向、レイヤー間の連携等を的確に把握する必要があると考えます。「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針」にも示されているとおり、サービス市場の画定に当たっては、最小単位のサービスを起点として、サービス間の需要の代替性やスイッチングコスト等を分析し、その周辺のサービスが同一とみなせるなら一つの市場として括り合わせるという綿密なアプローチが取られています。各レイヤーによって市場構造の特徴が異なることから、レイヤー毎の特性を見極めるためにも、最小単位のサービスから分析を始める必要があると考えます。</p> <p>また、競争評価が射程としている通信領域は、上位レイヤーや端末レイヤーとは異なり、ネットワーク外部性や不可欠設備等が存在し、独占的な市場になりやすいという特徴があります。こうした特徴を持つ通信領域において、NTTグループは引き続き複数の市場で支配力を有し</p>	<p>隣接市場だけでなく、レイヤー間のレバレッジについても、今後の競争評価の在り方を検討する上で重要な論点の一つであると認識しており、「評価結果の概要」P.13において、「今後、市場支配力の存在や行使の可能性について分析を行う際には、上下レイヤーの市場環境、技術革新の動向、利用者の需要等を適宜考慮して総合的な判断を行うこととする。」と記述しているところです。</p>

	<p>ている状況にあり、更に、同領域だけに留まらず、上位レイヤー等へのレバレッジによって市場支配力を強化していることが考えられるため、NTTグループの市場支配力が上位レイヤーや端末レイヤーに与える影響や、上位レイヤーや端末レイヤーと通信領域との関係性等をこれまで以上に綿密に分析すべきと考えます。</p> <p>加えて、強大な端末レイヤーのプレーヤーによるスマートフォン等の高機能端末とプラットフォームとを組み合わせた垂直統合的なビジネスモデルにおいて、特定の通信事業者と結びついてサービスが提供される場合には、通信市場における競争を歪める恐れがあることから、このようなビジネスモデルが通信領域の競争に与える影響について分析していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	
11-12	<p><b>【総務省殿案】</b></p> <p>1) 市場画定の見直し</p> <p>広く関係者の意見を踏まえながら、あらためて市場画定について適切な見直しを実施することが必要であると考えられる。</p> <p>2) 事業者の総合的な事業能力</p> <p>引き続き今後もグループドミナンスについては注視するとともに、その評価のあり方についても検討していくことが必要であると考えられる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>FTTHに匹敵する技術であるLTEがサービス開始予定であり、またブロードバンド回線と接続して運用されるフェムトセル基地局の設置本格化が見込まれるなか、今後移動体通信市場から固定ブロードバンド市場への影響が一層強まると想定されます。</p> <p>また、既に固定通信市場では、加入電話からOABJ-IP電話へのマイグレーション、OABJ-IP電話とFTTHとのバンドル提供により、NTT東西による固定電話市場からブロードバンド市場へのレバレッジが発生している状況にあります。</p> <p>そのため、今後は、市場画定をマトリックス的に行うことや、市場間の相互影響の分析・評価に重点を置くこと等で、より多角的に情報通信市場全体の競争状況が把握できる仕組みに見</p>	<p>「市場画定の見直し」、「隣接市場へのレバレッジ」及び「グループドミナンスの評価の在り方」については、いずれも今後の競争評価の在り方の主要論点であると認識しており、「評価結果の概要」P.11～P.13にかけて記述しているところです。</p>

	<p>直すことが必要と考えます。</p> <p>加えて、ますます市場の融合・連携が進むと想定されるなか、現在NTTグループが行っているような加入電話や携帯電話での顧客基盤をもとにしたグループ体となった事業活動は、情報通信市場全体により深刻な影響を生じさせることになるため、グループドミナンスに関し厳しく監視のうえ、詳細に分析・評価頂くよう要望いたします。</p> <p>さらに、グループ内に固定通信・移動体通信の事業会社両方を抱える事業者においては、FMCサービスの提供に際して、グループ全体のメリットを優先し、グループ内の固定通信事業者が同グループの移動体通信事業者に有利な技術的条件や接続条件を設定する動きが加速化するおそれもあります。</p> <p>このような動きに同調を強いられる等により、グループシナジーを活かせない固定通信専門事業者においては、コスト面・設備面の負担が増大する可能性がありますので、グループ内の固定通信・移動体通信事業者間の排他的取引の有無等についても、より一層注視いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 ケイ・オプティコム】</p>	
11-12	<p>【総務省案】</p> <p>1) 市場画定の見直し</p> <p>競争評価を実施するに当たっては、評価の対象とする市場の画定作業が大きなポイントとなるところであり、現在は03年度から06年度にかけて画定された市場について評価を行っている。</p> <p>しかしながら、前回の市場画定から相当の期間が経過しており、技術革新や新たなサービスの出現等により、画定された市場が、評価すべき市場の実態との乖離が生じつつあることも否定できない。例えば、モバイル市場におけるMVNO、ブロードバンド市場におけるBWA等のワイヤレスブロードバンドについては、いずれも急速に契約数を拡大しつつあるところである。他方、現在、法人向けサービスの部分市場として画定しているものの中には、利用者の減少により市場そのものが縮小しつつあるものも含まれている。</p>	<p>市場画定については、「評価結果の概要」P.12にあるように、広く関係者の意見を踏まえながら、適切な見直しを実施することが必要と考えています。</p>

	<p>こうした状況を踏まえ、広く関係者の意見を踏まえながら、あらためて市場画定について適切な見直しを実施することが必要であると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場画定の適切な見直しを実施するとの取組みに賛同いたします。</li> <li>・サービス市場の画定については、利用者からみて代替的なサービス（ADSL、CATV、FTTH、ワイヤレスブロードバンド等）については、市場を細分化せず、全体を大括りにとらえたうえで評価することが必要と考えます。例えば、ブロードバンドを利用したいとするユーザは、メタルや光、あるいは有線や無線といった伝送媒体にとらわれずその効用を求めているのが実態であり、今後とも事業者の視点でなく、利用者の視点から実態に即した市場画定を行うことが必要であると考えます。</li> <li>・ブロードバンド市場においては、都道府県ごとに極めて特色のある競争環境を呈しており、シェアにも大きなバラツキがあります。地理的市場の画定にあたっては、こうした特性を踏まえ、ブロードバンド市場の競争状況を正確に把握するために、都道府県毎の市場について詳細な分析を行うことが不可欠であると考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	
12	<p>【総務省案】</p> <p>3. 2. 戦略的評価のポイント</p> <p>V 電気通信サービスに係る消費者選好の変化に関する経時的分析競争評価では毎年度、利用者に対するWebアンケートを行い、利用者の選好に関するデータを収集してきたが、これまでは、主に各年度における特定のテーマについての単年度の分析のために用いられてきた。一方で、毎年度テーマが異なる中にもあっても共通して調査を行ってきた項目も少なくない。そこで、本評価ではWebアンケートの結果について経年的に分析を行うことで、利用者の選好がどのように変わってきたのかについて分析した。</p> <p>Webアンケートの結果からは、固定電話についてはOABJ-IP電話利用者の割合の増加及びNTT東西の利用者の割合の低下が見られ、ブロードバンドについてはFTTH利用者の割合の増加及びNTT東西の利用者の割合の増加が見られた。また、移動体通信については3</p>	<p>御指摘の経済産業省の「ブランド価値評価研究会報告書」においては、ブランド使用料の実務、ブランドの資産計上等に関する考え方を取りまとめたものと認識しており、種々のブランド価値評価アプローチについてもそれぞれの長所及び短所が示されているところですが、電気通信分野における競争評価の観点から、これらをどのように活用することができるかについては慎重に検討することが必要であると考え</p>

G携帯電話の利用者の割合の増加が見られた。

なお、Webアンケートは利用者側から見たデータであるが、これらのデータによる分析の結果は、供給者側から見たデータによる分析である定点的評価の結果とおおむね一致するものであった。

【意見】

- ・ 消費者選好の変化に関する経時的分析競争評価は、定点的評価の確認も行うことができ、非常に有意義だったと考えます。
- ・ 消費者選好のアンケートにおいて事業者を選択する理由や変更しない理由の1つに「事業者のブランドや信頼性が高いと思うから」というのがあり、消費者が「ブランド力」をかなり意識しているという点に注目する必要があると考えます。
- ・ 「ブランド力」については、「V 電気通信サービスに係る消費者選好の変化に関する経時的分析」では消費者のアンケートで「ブランド力」という言葉が使用されています。経済産業省の「ブランド価値評価研究会報告書」（平成14年6月24日）において、「ブランド力」が定義され、ブランドの競争優位性（価格優位性、販売数量安定性、拡張力）について分析されており、ブランド使用料の算定方法についても触れられています。また、公正取引委員会の「排除型指摘独占に係る独占禁止法上の指針」（平成21年10月28日）においても「ブランド力」が「抱き合わせ」「供給拒絶・差別的取扱い」を行い排除行為とされる可能性があるとして指摘されています。
- ・ NTTの総合的なグループドミナンスを検討してうえで、この「ブランド力」による市場支配力を注視していくことは非常に重要かつドミナント規制の在り方を検討するうえで必要であると考えます。すでに確立されている定義や分析方法を用いながら、まずは検討を始めるべきと考えます。
- ・ したがいまして、報告書に「市場支配力に着目したドミナント規制の在り方を検討していくうえでも、ブランド力についての分析が必要と思われる。」を追記いただけますよう要望します。

【イー・アクセス株式会社／イー・モバイル株式会社】

ます。

また、公正取引委員会の「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」に係る御指摘については、当該指針において言及されている「ブランド力」は、排他的取引等に該当するか否かを判定する際に、行為者・競争者の市場における地位を検証するための一要素として掲げられているものであり、「ブランド力」そのものが「抱き合わせ」「供給拒絶・差別的取扱い」等の排除行為とされる可能性があるとして指摘されているものではないと考えます。

いずれにせよ、「ブランド力」については、評価手法等について議論を重ねる必要があると考えており、今後の検討課題とさせていただきます。

なお、「ブランド力」に関する記述の追加については、市場支配力に着目したドミナント規制の在り方を検討していく上での重要な論点は、「ブランド力」だけではないため、「ブランド力」のみに重点をおいた記述は適切ではないと考えます。

<p>12</p>	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>2) 事業者の総合的な事業能力</p> <p>「基本方針」(09年12月公表)において、競争評価の分析に用いる判断要素としては、市場シェア、市場集中度などのほか、技術力や資本関係等といった事業者の総合的な事業能力を掲げ、これらの要素の選択的な組合せにより評価を行うこととしている。</p> <p>これまでも、例えば、資本関係等を通じた総合的な事業能力を検証する観点から、HHIの算出に当たっては適宜複数社のシェアを合計してきたところであるが、引き続き今後もグループドミナンスについては注視するとともに、その評価のあり方についても検討していくことが必要であると考えられる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ内の連携を通じ、上位レイヤーあるいは端末レイヤーにおける市場支配力を通信レイヤーにおいて行使することも想定されることから、「資本関係等を通じた総合的な事業能力の検証」にあたっては、シェアの合計などネットワークレイヤーに閉じた分析にとどまらず、上下レイヤーの支配力をネットワークレイヤーに行使することについての分析が必要であると考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【西日本電信電話株式会社】</b></p>	<p>隣接市場だけでなく、レイヤー間のレバレッジは、今後の競争評価の在り方を検討する上で重要な論点の一つであると認識しており、「評価結果の概要」P.13において、「今後、市場支配力の存在や行使の可能性について分析を行う際には、上下レイヤーの市場環境、技術革新の動向、利用者の需要等を適宜考慮して総合的な判断を行うこととする。」としています。</p>
<p>12</p>	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>3) 事業者間取引の分析</p> <p>我が国の競争評価では、「競争評価2006」、「競争評価2007」における戦略的評価のテーマとして事業者間取引を分析した事例はあるものの、一次的な分析・評価対象は最終利用者向けサービスとしているところである。</p> <p>他方、EUにおいては、07年12月の「関連市場勧告」の見直しにおいて、卸売市場の競争が十分である場合に小売市場の規制は重要性が低いとの判断から、競争評価の対象とする小売市場の範囲を大幅に縮小するなど、卸売市場を重視する方針をとっている。</p> <p>我が国においても、国際的に整合性の評価を行う観点から、諸外国の動向について注視しつつ、市場環境の変化に応じ、事業者間取引に関する分析の拡充について検討を行うこ</p>	<p>競争評価は、市場の競争状況を評価することを通じてルールが機能しているか否かを検証するものであり、接続料に関する厳格なルールが存在することをもって直ちに事業者間取引市場に係る分析を行う必要はないということにはならないと考えます。</p> <p>事業者間取引市場の分析を行うにあたっては、御指摘の点も含めた総合的な観点からの検証が必要であると考え</p>

	<p>とが必要である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一種指定電気通信設備に係る接続料に関しては、度重なる議論を尽くして算定方法が定められており、指定事業者の恣意性等が介在する余地はないため、あらためてその取引に係る分析を行う必要はないと考えます。</li> <li>・ むしろ、EUの例にならって事業者間取引の分析を拡充するのであれば、昨年の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」答申（H21.10.16）において指摘されたように、指定事業者の接続料設定権は制約される一方で、非指定事業者の接続料設定権には制約がないため、非指定事業者が接続料設定権を濫用した場合は、相対交渉を通じた市場原理による調整が期待しがたいという背景から、一部事業者間取引のバランスが損なわれる事態が現に生じていることを踏まえ、一定以上の利用者を抱える非指定事業者の接続料水準や、当該事業者と指定事業者を含む他の接続事業者との取引状況について、詳細な検証を行うべきであると考えます。</li> </ul> <p>具体的には、以下の観点に着目した分析が有用だと考えますので、ご検討の程お願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 指定事業者と非指定事業者間の接続料水準の格差の有無及びその度合い</li> <li>② ①において格差が大きい（高止まりしている）接続料に関する総取引額及び高止まりの影響額</li> </ol> <p>（特に、自社やグループ内の通話料を無料としている事業者に関しては、無料サービスの赤字を他事業者に適用する接続料によって補填している可能性がないか等、小売市場での公正競争確保という観点から検証が必要）</p> <p style="text-align: right;"><b>【西日本電信電話株式会社】</b></p>	<p>ます。</p>
<p>12</p>	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>3) 新たな技術やサービス等の動向</p> <p>需要・技術革新の動向も、競争評価における分析の重要な判断要素である。10年6月、「SIMロック解除に関するガイドライン」が公表され、11年度以降新たに発売される</p>	<p>賛同の御意見として取り扱わせていただきます。</p>

	<p>端末のうち、対応可能なものからSIMロック解除を実施することとされており、今後、移動体通信市場においてどのような影響を与えるかについて注視していくことが必要である。</p> <p>その他、バンドルなどサービス間の連携・融合に向けた動きが加速し、また、コンテンツ・アプリケーションや 端末など通信サービスの上下のレイヤーとの一体性が高いビジネスモデルなどが登場し始めている。また、今後商用サービスの開始が予定されているLTEやBWA等のワイヤレスブロードバンドの普及などが、競争状況に大きく影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>今後、市場支配力の存在や行使の可能性について分析を行う際には、上下レイヤーの市場環境、技術革新の動向、利用者の需要等を適宜考慮して総合的な判断を行うこととする。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場支配力の存在や行使の可能性について分析を行う際には、上下レイヤーの市場環境、技術革新の動向、利用者の需要等を適宜考慮して総合的な判断を行うこととするとの取組みに賛同いたします。</li> <li>・SaaS型サービス、クラウドコンピューティングの進展、スマートフォン等端末の高機能化、普及進展により、近年、事業者による垂直統合的なサービス・ビジネスが展開されています。こうした市場の状況を踏まえ、従来のネットワークレイヤーにおける市場支配力の及ぼす影響にとどまらず、コンテンツ・アプリケーション・端末などの上下位レイヤーにおける市場支配力が、他レイヤーに及ぼす影響について注視していくことが必要であると考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【西日本電信電話株式会社】</b></p>	
14	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>4. 競争評価2010以降の評価について</p> <p>(1) 今後の評価のあり方</p> <p>2) 事業者の総合的な事業能力</p> <p>「基本方針」(09年12月公表)において、競争評価の分析に用いる判断要素としては、市場</p>	<p>賛同の御意見として取り扱わせていただきます。</p>

	<p>シェア、市場集中度などのほか、技術力や資本関係等といった事業者の総合的な事業能力を掲げ、これらの要素の選択的な組合せにより評価を行うこととしている。</p> <p>これまでも、例えば、資本関係等を通じた総合的な事業能力を検証する観点から、HHIの算出に当たっては適宜複数社のシェアを合計してきたところであるが、引き続き今後もグループドミナンスについては注視するとともに、その評価のあり方についても検討していくことが必要であると考えられる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「引き続き今後もグループドミナンスについては注視するとともに、その評価のあり方についても検討していくことが必要であると考えられる」に賛成します。</li> <li>・ 特に、「光の道」基本方針では、ボトルネック性に着目した規制の在り方と同時に市場支配力に着目したドミナント規制の在り方として、「総合的な市場支配力に着目したドミナント規制については、諸外国でも一般的に採用されていること、ボトルネック性以外の公正競争を歪める要因に対する対応が可能となること等にかんがみ、その導入について速やかに検討を開始することが適当である。その際、併せて、現在総務省殿において取り組まれている競争セーフガード制度、競争評価制度の在り方も再検討することが望ましい。」と指摘されており、今後、NTTのグループドミナンスについて競争評価でも重要な分析事項としてとりあげていくべきと考えます。</li> <li>・ これまでの競争評価では、総務省殿の考え方において「指定電気通信設備制度の有効性・適正性については、競争セーフガード制度において定期的に検証しています。」とされてきましたが、アドバイザリーボードでも規制がうまく機能しているかどうか競争評価でも見ていく必要があると指摘されたところであり、競争評価において、<u>今後はボトルネック性に着目した規制、及び総合的な市場支配力に着目したドミナント規制の両方の観点から規制の有効性について評価していくという考え方に賛成します。</u></li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>【イー・アクセス株式会社／イー・モバイル株式会社】</b></p>	
14	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>3) 事業者間取引の分析</p>	<p>賛同の御意見として取り扱わせていただきます。</p>

我が国の競争評価では、「競争評価2006」、「競争評価2007」における戦略的評価のテーマとして事業者間取引を分析した事例はあるものの、一次的な分析・評価対象は最終利用者向けサービスとしているところである。

他方、EUにおいては、07年12月の「関連市場勧告」の見直しにおいて、卸売市場の競争が十分である場合に小売市場の規制は重要性が低いとの判断から、競争評価の対象とする小売市場の範囲を大幅に縮小するなど、卸売市場を重視する方針をとっている。

我が国においても、国際的に整合性の評価を行う観点から、諸外国の動向について注視しつつ、市場環境の変化に応じ、事業者間取引に関する分析の拡充について検討を行うことが必要である。

#### 【意見】

- ・ 事業者間取引に着目して、競争評価を行うべきという観点に賛成します。
- ・ FTTH 契約数は2010年3月末で1,778.9万と増加したものの成長率は徐々に鈍化しており、利用率向上の限界が明らかになっているものと考えます。
- ・ また、「V 電気通信サービスに係る消費者選好の変化に関する経時的分析」【図表V-17 ADSL利用者のFTTHへの移行希望の推移】(Vp.14)から「ADSLの利用者におけるFTTHへの移行希望については5割以下であり、2009年度は2008年度に比べ、さらに割合が低下している。」(Vp.13)という結果となっており、FTTH市場はADSL市場からのマイグレーションが収束するに従いその成長も鈍化していることがうかがえます。
- ・ その中で、FTTH市場においては、NTT東西殿の独占化傾向(2010年3月末時点で75%まで上昇)や価格の硬直化などの課題も顕著になっていると考えます。
- ・ 以上のことから、利用率の向上に向けては、サービス競争を推進し利用者料金の低廉化を図るべきであると考え、具体的な施策として、『光ファイバ接続料の低廉化』、『光アクセス上でのラインシェアリング』を実現し、利用率向上に向けたブレイクスルーを目指すべきと考えます。
- ・ 以上のことから、事業者間競争としてとりあげていただきたい分析項目としては以下のものを提案します。

	<p>① FTTH 市場におけるサービス間競争を行う事業者数と光ファイバの芯線利用率 ・中継ダークファイバと加入ダークファイバの比較</p> <p>② ADSL 市場、FTTH 市場における接続料金と参入事業者数の関係</p> <p style="text-align: center;">【イー・アクセス株式会社／イー・モバイル株式会社】</p>	
--	--	--

## I 固定電話領域

頁	意見	総務省の考え方
—	<p><u>固定電話市場領域</u></p> <p>(1) 固定電話市場のうち OABJ-IP 電話については、部分市場として個別評価されている 050-IP 電話の契約者数を既に大きく上回っていること、今後の各種施策を経ることでアナログ電話に置き換わることが目されていること、隣接市場の FTTH とのセット販売による NTT 東西シェア上昇の可能性が指摘されていることから、別個に定量評価の事業者シェア・市場集中度 (HHI) および市場支配力を分析する必要があると考えられ、今後の注視事項にて次年度の評価分析候補として追加をしていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【フュージョン・コミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>OABJ-IP 電話については、その品質・利用状況等を踏まえると、御指摘のとおり、050-IP 電話とは別に評価すべきものと考えられます。</p> <p>一方で、アナログ電話との関係では、代替性があるものと考えられるところであり、今後の競争評価において OABJ-IP 電話をどのように位置付けるかについては市場画定の見直しを行っていく中であわせて検討すべきものと考えます。</p>
—	<p>(2) FTTH とのセット販売以外に OABJ-IP 電話市場の寡占要因として、NGN が IC/GC 接続類似機能を有さずアクセス回線と中継網が一体化したサービスであること、併せて伝送系機能のみならず制御系機能のアンバンドルも進んでいないことが挙げられます。</p> <p>これらの要因より、アナログ・ISDN 電話市場で存在した中継電話サービスといった競争環境が OABJ-IP 電話市場では存在せず、また NGN の制御系機能を利用して他事業者による音声通信サービスを提供することもできません。固定電話市場における公正な競争を維持していくためにも、NGN を始めとした OABJ-IP 電話市場の競争環境整備を要望します。</p> <p>他方 050-IP 電話は非回線保有事業者も参入できることもあって、NTT グループのシェア・市場集中度 (HHI) 共に OABJ-IP 電話を大きく下回り、より競争的な環境にあることが定量的にも</p>	<p>個別の政策の方向性に関する御意見として、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、OABJ-IP 電話は、NGN だけでなく FTTH や CATV といった一定の品質を満たす回線で利用が可能となっています。また非回線保有事業者であっても提供可能なサービスです。</p>

	<p>示されています。</p> <p>OABJ-IP 電話市場においても、ADSL 市場や 050-IP 電話市場の成功事例が証するように、利用者利便に直結するサービス競争が活性化されるよう設備開放を進めていくべきだと考えます。また更に、開放された設備の使用状況と市場の定量分析を照らし合せ、市場支配力の評価を行うことによって適時適切に政策が施されることを望みます。</p> <p style="text-align: center;">【フュージョン・コミュニケーションズ株式会社】</p>	
21-24	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>2) 中継電話市場 (部分市場)</p> <p>(前略)</p> <p>10年3月末時点でのNTTグループのシェアは、市内が75.3%、県内市外が73.5%、県外が72.5%、国際が66.4%となっており、国内通話では7割超、国際通話では6割超をNTTグループが占めている。また、HHIの推移を見ると、各区分とも減少傾向にある。</p> <p>(略)</p> <p>市内通話、県内市外通話、県外通話に係る通信量におけるNTTグループ (NTT東西及びNTTコミュニケーションズ) のシェアの推移を通信回数と通信時間の別に見ると、09年3月末時点で市内通話が77.7% (通信回数) と79.7% (通信時間)、県内市外通話が61.6% (通信回数) と65.5% (通信時間)、県外通話が50.8% (通信回数) と51.7% (通信時間) となっている。</p> <p>(略)</p> <p>契約数におけるシェアと比較して、県内市外通話と県外通話に関しては、NTTグループのシェアが低くなっている。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NTT東西とNTTコミュニケーションズ殿の間にNTT持株会社を介した資本関係があることは事実ですが、当社とNTTコミュニケーションズ殿はそれぞれ独立した企業とし</li> </ul>	<p>「NTTグループ」の定義の見直しということではなく、事業者ごとの内訳を明示することで、より精細なデータを提供するという観点から、御指摘のとおり修正することとします。</p> <p>なお、NCCについても、同様の観点から主要事業者の内訳を明記することとします。</p>

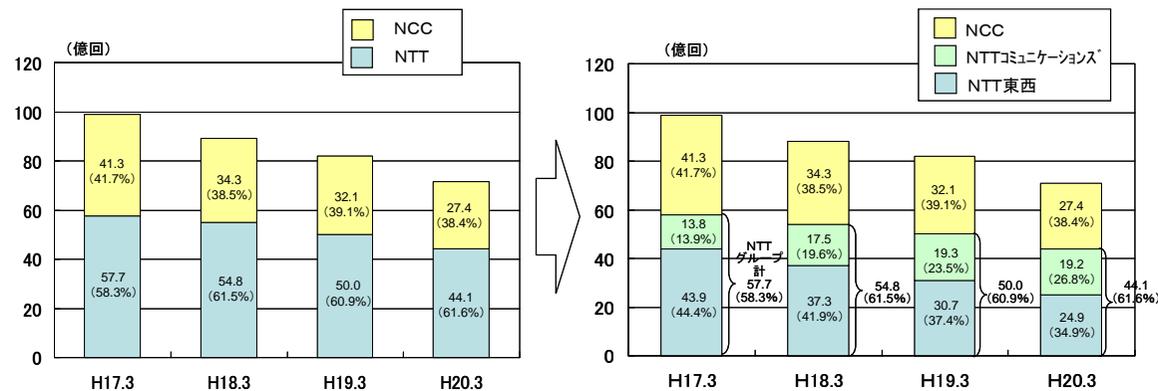
	<p>て、自らの経営判断のもとで事業展開しており、競争評価上「NTTグループ」として一括りにすることは妥当性を欠くものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中継電話の市内、県内市外における契約数及び通信料シェアについては、NTTグループ3社を合計するべきではなく、少なくともNTTコミュニケーションズ殿を分離して算定し分析を行うべきであり、本文中、及び図表（図表I-28、29、30）などにおいて、NTTグループとしてのシェアにて記載の箇所については、個社毎に分計して記載するべきと考えます。</li> <li>・また、一部の図表（図表I-28、29、30）で「NCC」として一括りに表示されている部分については、各事業者の内訳を記載した上で、分析にも反映するべきと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	
24-25	<p>第2章 固定電話領域の主要指標の分析 1. 市場の規模 (2) 市場の集中度 2) 中継電話市場（部分市場）</p> <p>【総務省案】</p> <p>中継電話については、契約数における事業者シェアの他に、通信量（通信回数、通信時間）における事業者シェアを把握することが可能である。そこで、市内通話、県内市外通話、県外通話に係る通信量におけるNTTグループ（NTT東西及びNTTコミュニケーションズ）のシェアの推移を通信回数と通信時間の別に見ると、09年3月末時点で市内通話が77.7%（通信回数）と79.7%（通信時間）、県内市外通話が61.6%（通信回数）と65.5%（通信時間）、県外通話が50.8%（通信回数）と51.7%（通信時間）となっている。</p> <p>【意見】</p> <p>NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズは再編成以後、別会社として事業運営を行っており、競争評価にあたってはそれぞれ別個の事業者として取り扱うべきであると考えます。</p> <p>したがって、契約数と同様に、通信量においても会社別の内訳を記載していただきたいと考</p>	<p>「NTTグループ」の定義の見直しということではなく、事業者ごとの内訳を明示することで、より精細なデータを提供するという観点から、御指摘のとおり修正することとします。</p> <p>なお、NCCについても、同様の観点から主要事業者の内訳を明記することとします。</p>

えます。

例えば県内市外通信におけるNTTグループの通信量シェアは本報告書案では61.6%となっておりますが、NTT東西とNTTコミュニケーションズを分計した場合、当社公表値によると、NTT東西の通信量シェアは34.9%となります。通信量部分の競争状況を適切に示すため、NTTグループのシェアのみならず、NTT東西の数値を明記願います。

また、通信量シェアを示している図表I-28~31についても、例えば下記に示す図のとおり、NTT東西の数値を明記するよう修正願います。

通信量(通信回数)によるNTTシェアの推移(県内市外通話)の修正例



(注) グラフ中の数値については、NTT東西公表値に基づいている

【東日本電信電話株式会社】

34

【総務省案】

① 市場支配力の存在

以下の判断要素等を総合的に勘案し、NTT東西が市場支配力を単独で行使し得る地位であると評価する。現存の市場構造や事業者間の競争状況においては、一定の競争ルールの存在なしには、シェア1位のNTT東西が単独で価格及びその他の条件を左右し得る地位にある蓋然性が高い。

競争評価においては、市場支配力について、「存在」と「行使」の二段階に分けて考察するアプローチを採っています。当該部分については、市場支配力の「存在」を認定する記述であり、制度、ルールの存在等を踏まえた市場

	<p>a) 量的基準</p> <p>固定電話市場におけるNTT東西の市場シェアは、近年減少傾向にあるものの、10年3月末時点で82.7%と、依然として他の競争事業者のシェアとの差は大きく、市場では引き続き大きな存在となっている。</p> <p>b) その他の主な判断要素</p> <p>NTT東西は、契約数において大きな市場シェアを占めているだけでなく、設備面でも引き続きシェアが大きく、10年3月末時点で、メタルと光ファイバ等を合わせた加入者回線数シェアは87.9%、光ファイバのみを見ても77.3%となっている。</p> <p>このため、競争事業者がサービスを提供する際に、NTT東西の設備を借り受けることが必要な場合があり、この設備利用に関する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NTT東西の加入電話については、その沿革、歴史を反映して、固定電話市場（加入部分）におけるシェアが高いことは事実ですが、現に競争事業者の事業戦略や営業活動の結果、ドライカップを利用した直収電話の進展等により、NTT東西の固定電話（加入部分）のシェアは「10年3月末に82.7%」と低下を続けています。</li> </ul> <p>また、固定電話（加入部分）においては、不可欠設備を保有していることによる弊害を除去し、小売市場での公正な競争環境を整備するために、第一種指定電気通信設備制度に基づく設備開放義務など各種の規制が適用されていることから、NTT東西が固定電話市場（加入部分）において市場支配力を行使することは制度的に不可能な仕組みになっています。</p> <p>以上のことから、そもそもNTT東西が「市場支配力を行使しうる地位にある」という評価自体が成り立たないと考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【西日本電信電話株式会社】</b></p>	<p>支配力の「行使」の可能性について評価しているものではありません。</p>
34-35	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>② 市場支配力の行使</p>	<p>OABJ-IP電話はアナログ加入電話と代替性を有するサービスである</p>

以下の判断要素等を総合的に勘案し、現行の規制や市場の環境下においては、NTT東西が単独で市場支配力を行使する可能性は低いと評価する。

(略)

ただし、モニターアンケート調査結果を考慮すれば、他領域のサービスとのセット提供と固定電話サービスの選択が関連している可能性がある。例えば、FTTH市場でのNTT東西のシェア増大（10年3月末時点で74.4%）に対してOABJ-IP電話とのセット提供が寄与している可能性があると考えられる。

**【意見】**

- ・NTT東西の固定電話市場（加入部分）におけるシェアは、「10年3月末に82.7%」と低下を続けており、当該市場においてすら行使し得ない市場支配力をもって、FTTH市場等に影響を及ぼすことはあり得ません。
- ・FTTH市場においては、当社のみでなく大半の事業者がOABJ-IP電話を提供しており、また、NTT西日本のシェアは低下（09年3月：32.2%→10年3月：32.1%）しており、地域別で見ても、東海、四国の各エリアで当社のシェアは低下していることから、当社のセット提供がシェア増大に寄与している、とは言えない状況となっています。

**【地域別シェア：FTTH】**

	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄
07年12月	79.3%	97.0%	56.1%	72.9%	74.1%	69.5%	90.9%
08年12月	77%	96%	56%	76%	73%	69%	91%
10年3月	62.6%	96.0%	58.0%	78.7%	70.7%	72.8%	93.2%

**【西日本電信電話株式会社】**

と考えられることから、アナログ加入電話に関して「存在」する市場支配力が、セット販売されているOABJ-IP電話を通じてFTTH市場に影響を及ぼしている可能性は否定できないものと考えます。

35

**【総務省案】**

NTT東西には、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制が適用されており、市場支配力の行使を抑止・けん制するための措置が講じられているが、N

競争セーフガード制度及び競争評価制度の在り方については、本年5月にグローバル時代におけるICT政策に関

	<p>ＴＴ西日本は、１０年２月、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した情報の取扱いに関し、業務改善命令を受けたという事例も発生しており、現行の競争ルールの遵守の状況に関しては、更なる注視が必要である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>競争評価において、市場支配力は「事業者がその意思によってある程度自由に価格、品質、数量、商品選択の多様性その他各般の条件を左右する力」とされています。ＮＴＴ東・西は公社時代から継承した不可欠設備や顧客基盤を保有し、依然として高いシェアを維持しており、「電気通信事業分野における競争状況の評価２００９（案）」の通り、市場支配力を単独で行使し得る地位にあると言えます。このような市場環境の中、ＮＴＴ西日本による他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した情報の目的外利用は、まさにＮＴＴ西日本自らが市場支配力を行使した結果であり、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制や行為規制等といった措置が講じられているにも拘らず、このような事態が発生することは、現行のルールが十分に機能していない証左と考えます。</p> <p>「電気通信事業分野における競争状況の評価２００９実施細目（案）」での当社意見のとおり、市場支配力を行使し得る状況か否かを検証する競争評価と規制やルールが遵守されているか否かの実態を検証する競争セーフガード制度の検証結果を各々単独で評価するのではなく、競争セーフガード制度と競争評価を機能的に連携させ、市場実態を踏まえた競争状況を評価し、競争状況に応じたルール策定につなげることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【ＫＤＤＩ株式会社】</b></p>	<p>するタスクフォースでとりまとめられた『光の道』構想実現に向けて-基本的方向性-において、「再検討することが望ましい」と指摘されているところであり、御指摘の点については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
35-36	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>① 市場支配力の存在</p> <p>以下の判断要素等を総合的に勘案し、ＮＴＴグループが単独又は複数の事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にあると評価する。</p> <p>a) 量的基準</p> <p>中継電話市場におけるシェア１位のＮＴＴグループのシェアは１０年３月末時点で市内が７５．３％、県内市外が７３．５％、県外が７２．５％、国際が６６．４％となっており、</p>	<p>通信量に関しては、以下の記述を追加することとします。</p> <p>中継電話市場におけるシェア１位のＮＴＴグループのシェアは１０年３月末時点で市内が７５．３％、県内市外が７３．５％、県外が７２．５％、国</p>

競争事業者のシェアとの差は大きく、またシェアは安定的に推移している。

b) その他の主な判断要素

NTT東西加入電話に係る中継電話部分のマイラインやマイラインプラスは、利用者が提供事業者を変更する際には電話番号毎に「マイライン登録料（税込840円）」を支払う必要があり、諸手続を含めると一定のスイッチングコストが生じる。

また、NTTコミュニケーションズは直収電話に参入するのではなく、プラチナラインの提供によるNTT東西加入電話に係る中継電話部分の低廉な通話料で競争を行っている。NTT東西とNTTコミュニケーションズは持株会社を通じて資本関係を有していることから、両者の間に一定の結び付きが存在する可能性があり、協調の要因となることが考えられる。一方で、NTTグループ、KDDI、ソフトバンクテレコムの間での協調関係を考慮する必然性は低い。

【意見】

- ・中継電話の分析において、契約数に加え通信量に関する分析を行っているにもかかわらず、競争状況の評価を行う際には、通信量に関する分析について言及が無く、前段での分析が活かされておられません。市場支配力の存在の判断要素となる「量的基準（シェア）」を総括するにあたっては、通信量に関する分析にも十分な配慮が必要と考えます。
- ・また、NTT東西とNTTコミュニケーションズ殿の間にNTT持株会社を介した資本関係があることは事実ですが、当社とNTTコミュニケーションズ殿はそれぞれ独立した企業として、自らの経営判断のもとで事業展開しており、競争評価上、「NTTグループ」として一括りにすることは妥当性を欠くものと考えます。
- ・更に、マイライン登録料は全ての事業者変更において必要なものであり、NTT東西及びNTTコミュニケーションズ殿から他社に変更する場合にのみ発生するスイッチングコストではありません。

【西日本電信電話株式会社】

際が66.4%となっており、競争事業者のシェアとの差は大きく、またシェアは安定的に推移している。また、通信量については、09年3月末時点のNTT東西のシェアは市内通話が51.6%（通信回数）と53.9%（通信時間）、県内市外通話が34.9%（通信回数）と38.6%（通信時間）となっている。

NTT東西とNTTコミュニケーションズについては、従来よりNTT持株会社を通じた資本関係があることをもって「NTTグループ」として扱っているものであり、経営判断に関して同一の主体が影響力を行使し得る関係にある以上、合理性を欠くものとは考えておりません。

スイッチングコストに係る記述については、御指摘のような誤解が生じることのないよう以下のとおり記述を修正します。

中継電話部分のマイラインやマイラインプラスは、利用者が提供事業者を

		<p>変更する際には電話番号毎に「マイライン登録料(税込840円)」を支払う必要があり、諸手続を含めると一定のスイッチングコストが生じる。</p> <p>また、NTTコミュニケーションズは直取電話に参入するのではなく、プラチナラインの提供による<u>中継電話部分</u>の低廉な通話料で競争を行っている。NTT東西とNTTコミュニケーションズは持株会社を通じて資本関係を有していることから、両者の間に一定の結び付きが存在する可能性があり、協調の要因となることが考えられる。一方で、NTTグループ、KDDI、ソフトバンクテレコムの間での協調関係を考慮する必然性は低い。</p>
38	<p><b>【総務省殿案】</b></p> <p>他の領域とのセット提供の動向について今後も注視すべきである。特に、NTT東西の固定電話市場における市場支配力の隣接市場へのレバレッジに関しては、固定電話市場全体においてはNTT東西のシェアは減少傾向にあるが、FTTHの普及とFTTHにおけるNTT東西のシェアの高まりにより、FTTHとセットで提供されるOABJ-IP電話におけるNTT東西のシェアが上昇する可能性があると考えられる。</p> <p>NTT東西には、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制等、市場支配力の行使を抑止・けん制するための措置が講じられているが、NTT西日本は、10年2月、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した情報の取扱いに関し、業務改善命令を受けたこと等を踏まえれば、固定電話市場における市場支配力のブロードバンド市場等隣接市場へのレバレッジの有無については、今後も注視していく必要がある</p>	<p>競争ルールが有効に機能しているか否かについては、問題となる事案が発生したことのみをもって措置が十分講じられていないとするのは必ずしも適切ではなく、事後規制を基本とするルール体系の中で、業務改善命令や行政指導といった是正措置が適時適切に行われたか否か、また有効に作用したか否かといったことを踏まえて評価すべきものと考えられます。</p> <p>行為規制の強化を講じることの必要</p>

	<p>る。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>昨年発覚したNTT西日本における他社番号ポータビリティ情報の不正利用について、本年2月に総務省殿より業務改善命令や行政指導を受け、現在業務改善計画が進行中であることに鑑みると、市場支配力の行使を抑止・けん制するための措置が十分講じられていると言えないと考えます。</p> <p>また、従来から指摘しているとおり、NTT東西が加入電話の顧客情報を保有していることや加入電話を独占的に提供してきたことにより醸成されたブランドイメージや信頼感に加え、NTT東西自らのPSTNからIP網やNGNへの移行戦略が、加入電話からOABJ-IP電話へのマイグレーションに影響し、結果的にバンドル提供されているFTHの加入促進に繋がっております。</p> <p>以上から、「市場支配力が行使される可能性があり、またFTH市場へのレバレッジが存在する」と評価したうえで、不正利用の場となった県域等子会社を含め、NTT東西に対する行為規制の強化策を講じることが必要であると考えます。</p> <p>なお、NTTグループにおける市場シェアの高まりは、NTT東西をはじめとしたNTTグループが、本来の規制の枠を超えて、なし崩し的に事業範囲を拡大していることによるものでありますが、特に固定電話市場においては、活用業務によって提供されているNTT東西のひかり電話が大きく影響しておりますので、当該認可の取消しを含め、その取扱いを再検討いただく時期にあると考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【株式会社 ケイ・オプティコム】</b></p>	<p>性については、現在、グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースにおいて、検討されているところです。</p>
38	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>他の領域とのセット提供の動向について今後も注視すべきである。特に、NTT東西の固定電話市場における市場支配力の隣接市場へのレバレッジに関しては、固定電話市場全体においてはNTT東西のシェアは減少傾向にあるが、FTHの普及とFTHにおけるNTT東西のシェアの高まりにより、FTHとセットで提供されるOABJ-IP電話におけるNTT</p>	<p>隣接市場だけでなく、レイヤー間のレバレッジは、今後の競争評価の在り方を検討する上で重要な論点の一つであると認識しており、「評価結果の概要」P.13において、「今後、市場支配</p>

	<p>東西のシェアが上昇する可能性があると考えられる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>O A B J - I P 電話と F T T H サービスのセット提供だけでなく、インターネット接続サービス（O C N w i t h フレッツ）やコンテンツ（フレッツ・テレビ）といった上位レイヤーサービスもセットで提供されており、複数市場において市場支配力を有する N T T グループの市場支配力が垂直方向のレバレッジによって、更に強化される可能性があると考えられます。</p> <p>市場環境が変化している状況において、固定電話市場から F T T H 市場への水平方向のレバレッジだけでなく、インターネット接続サービスやコンテンツといった上位レイヤーへの垂直方向のレバレッジがあると考えられるため、こうしたレバレッジについて詳細に分析すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【K D D I 株式会社】</b></p>	<p>力の存在や行使の可能性について分析を行う際には、上下レイヤーの市場環境、技術革新の動向、利用者の需要等を適宜考慮して総合的な判断を行うこととする。」と記述しています。</p>
38	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>（４）今後の注視事項 （前略）</p> <p>N T T 東西には、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制等、市場支配力の行使を抑止・けん制するための措置が講じられているが、N T T 西日本は、10年2月、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した情報の取扱いに関し、業務改善命令を受けたこと等を踏まえれば、固定電話市場における市場支配力のブロードバンド市場等隣接市場へのレバレッジの有無については、今後も注視していく必要がある。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ N T T 東西の固定電話市場（加入部分）におけるシェアは、「10年3月末に82.7%」と低下を続けており、当該市場においてすら行使し得ない市場支配力をもって、ブロードバンド市場等に影響を及ぼすことはあり得ません。</li> <li>・ この度の業務改善命令を厳粛に受け止め、業務改善計画に基づき、抜本的なシステム対応</li> </ul>	<p>固定電話市場における N T T 東西の市場支配力については、当該市場における行使の可能性は低いと評価しているところですが、O A B J - I P 電話はアナログ加入電話と代替性を有するサービスであると考えられることから、アナログ加入電話に関して「存在」する市場支配力が、セット販売されている O A B J - I P 電話を通じて F T T H 市場に影響を及ぼしている可能性は否定できないものと考えます。</p>

	<p>をはじめとして、顧客情報管理システムへのアクセス権限の見直し、社内規程の整備や運用ルールの見直し、及び監査・監督体制の強化を通じ、法令遵守の一層の徹底、再発防止策の徹底を図り、信頼回復に努めて参ります。</p> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	
--	--	--

## II 移動体通信領域

頁	意 見	総務省の考え方
10-27	<p>【総務省案】</p> <p>2. 競争状況の分析</p> <p>(1) 事業者数</p> <p>(2) 料金</p> <p>(3) 携帯電話事業者のARPUの推移</p> <p>(4) 市場の集中度</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>競争状況の分析に、流動性（キャリアチェンジ）の項目も追加していただけるよう要望します。</u></li> <li>・ 番号ポータビリティ制度やSIMロック解除は、キャリアチェンジと水平分業型のビジネスモデルを促進します。</li> <li>・ サービス競争の進展度として、流動性（キャリアチェンジ）をとりあげることで、競争状況をさらに分析できると考えます。手法としては、消費者へのアンケートのほか、SIMのみ契約数のデータを収集する方法があると考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社／イー・モバイル株式会社】</p>	<p>今後の競争評価の在り方については、「評価結果の概要」P.11～P.13において記述しているように、市場画定の見直しをはじめ、いくつかの課題を掲げているところであり、御指摘の点も含めて検討を行っていきたいと考えます。</p> <p>なお、次年度の競争評価の具体的な枠組については、パブリックコメント等の手続を経て確定する「実施細目」において具体化する予定です。</p>
22	<p>【総務省案】</p> <p>4) 事業者間取引（携帯電話の接続料）</p> <p>携帯電話の接続料は、基本的に事業者間の交渉により定められることになるが、第二種指定電気通信設備制度のもと、NTTドコモ、KDDI及び沖縄セルラーについては、接続約款の届</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>4) 事業者間取引（携帯電話の接続料）</p>

	<p>出・公表が義務付けられており、これらの事業者の接続料については、毎年引き下げが続いている。</p> <p>なお、コストの差異等があり、単純な比較はできないものの、固定電話と携帯電話の接続料を比較すると、約5倍程度の開きがある。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モバイルの接続料については、毎年接続料が下がっているからといって市場支配力を行使していないかどうかとは相関がなく直ちに判断できないと考えます。第二種指定電気通信設備制度で接続約款の届出・公表が義務づけられているものの、電気通信事業法第34条に規定される「適正な原価」も接続約款が届出制であるがゆえに行政の認可を経たものではなく、検証すらできなかったことが大きな問題点であったといえます。結果的に、事業者が任意の算定方法で接続料原価を算定することができ、営業費が数十%も入っていたという事実が明らかになりました。その後、「<u>電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン（平成20年4月）</u>、及び「<u>第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン</u>」（平成21年12月）が策定されましたが、ガイドライン策定後も接続料金が硬直化しているような市場支配力を持つ事業者については、改めて市場支配力の行使について検証すべきと考えます。</li> <li>したがって、報告書案に「<u>電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン（平成20年4月）</u>、及び「<u>第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン</u>」（平成21年12月）などで接続料の算定について事業者間不均衡を解消するための施策がとられているが、有効に機能しているかどうかの検証が必要。」と追記していただけのように要望します。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【イー・アクセス株式会社／イー・モバイル株式会社】</p>	<p>携帯電話の接続料は、基本的に事業者間の交渉により定められることになるが、第二種指定電気通信設備制度のもと、NTTドコモ、KDDI及び沖縄セルラーについては、接続約款の届出・公表が義務付けられており、これらの事業者の接続料については、毎年引き下げが続いているが、コストの差異等があり、単純な比較はできないものの、固定電話と携帯電話の接続料を比較すると、約5倍程度の開きがある。</p> <p>携帯電話の接続料に関しては、「<u>電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン</u>」（平成20年4月）、及び「<u>第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン</u>」（平成22年3月）といったガイドラインが策定されているところであり、評価にあたっては、これらのガイドラインが有効に機能しているか否かといったことも踏まえる必要がある。</p>
37	<p>MNP開始以降、契約数シェアは減少傾向にあり、2008年には50%を割り込んでおり、当社の市場支配力は確実に低下しつつあると考えております。また、MVNOによる新規参入事業者の増加等により市場支配力の低下という傾向は顕著になってきていると考えます。</p>	<p>「事業者間取引」については、「評価結果の概要」P.12にあるように、今後の競争評価の在り方を検討する上で重要</p>

	<p>公正競争を阻害する要因としては、むしろ非規制事業者の接続料高止まりによる格差などが大きいものと考えられ、これらに適切に対処することが求められると考えます。具体的には、諸外国においては、全携帯電話事業者を SMP 指定とするなど非対称規制の枠組みは存せず、また、有限希少な電波を割り当てられているということを踏まえると、全携帯電話事業者を二種指定とすることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>な論点の一つであると考えます。</p> <p>また、「諸外国においては、全携帯電話事業者を SMP 指定」との御指摘については、EU における「着信市場」に関する SMP 指定の現状を指すものと考えられますが、現在の我が国の競争評価においては携帯電話の「着信市場」を独立した市場として画定していないところであり、今後の競争評価の在り方に関して、市場画定の見直しに関する議論を進める中で、あわせて検討すべき事項であると考えます。</p>
37-38	<p>【総務省案】</p> <p>番号ポータビリティ制度の導入によって低下したものの、競争評価07で分析したとおり、利用者にとって、契約解除料や長期継続割引の存在、音楽やゲーム等のコンテンツの持ち運びができない場合があること、ポータブルなメールアドレスを利用できる環境にはないこと等が、スイッチングコストとなっていると考えられる。</p> <p>料金体系もますます多様化・複雑化しており、料金水準の把握や事業者間での比較等が困難となり、たとえ実際の料金水準等に差異があったとしても、それが直ちには事業者変更に結びつかない場合もあると考えられる。</p> <p>これらを考慮すれば、<u>移動体通信市場では、既存事業者で、かつ、大きなシェアを有する事業者であるNTTドコモの、市場における影響力は極めて大きい。</u></p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「光の道」基本方針においてもワイヤレスブロードバンドへの期待は高まっています。スイッチングコストを引き下げるだけでなく、ダイナミックな競争を促進しモバイル市場を拡大するといった政策が必要と考えます。</li> </ul>	<p>「総合的な市場支配力」に関しては市場支配力に着目したドミナント規制の在り方について、現在、グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォースにおいて検討されているところであり、御指摘の点については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT 東西殿が主体となる市場支配力の行使はもちろんのこと、NTT ドコモ殿がグループ会社である NTT 東西殿などと協業してサービスを提供する場合に、総合的な市場支配力を行使しないかどうかという観点で競争評価を行っていくべきと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【イー・アクセス株式会社／イー・モバイル株式会社】</p>	
39	<p>【総務省案】</p> <p>① 単独での市場支配力の行使</p> <p>移動体通信市場では、各種割引の拡充や新機能・新サービスの導入等、各社間の競争が活発に行われている状況であり、NTTドコモにとっては、シェアが減少傾向にある中、価格等への影響力を行使することによる利益確保を図るよりも、競争によるシェアの維持・拡充による利益確保に向けた行動がとられていると考えられる。</p> <p>② 複数の事業者による市場支配力の行使</p> <p>番号ポータビリティ制度の導入等に伴い、定額制や各種割引の拡大等により、上位事業者間において、新規顧客の獲得及び既存顧客の維持に向けた競争が非常に活発に行われている。なお、割引サービスの横並びの傾向も生じてきており、より充実したサービスが各社において導入されること自体は利用者利益の向上にも資するものである一方、新規の競争行動の相互牽制の表れ、又は相互牽制につながりかねない状況と考えることも可能であることには留意が必要である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告書案の「NTTドコモにとっては、シェアが減少傾向にある中、価格等への影響力を行使することによる利益確保を図るよりも、競争によるシェアの維持・拡充による利益確保に向けた行動がとられていると考えられる。」「上位事業者間において、新規顧客の獲得及び既存顧客の維持に向けた競争が非常に活発に行われている。なお、割引サービスの横並びの傾向も生じてきており、より充実したサービスが各社において導入されること自体は利用者利益の向上にも資するものである一方、新規の競争行動の相互牽制の表れ、又は相互牽制につながりかねない状況と考えることも可能であることには留意が必要である。」の指摘に賛成</li> </ul>	<p>賛同の御意見として取り扱わせていただきます。</p>

	<p>します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動体通信市場においてはすでに成熟期に入っており、既存大手3事業者の行動は価格の値下げやサービス多様化による需要の拡大よりもむしろシェアの争いといった点を重視しており、利用者の利便性につながらない競争になっていると考えます。</li> <li>・ 寡占状態にある既存大手3社事業者内での利益の確保が必ずしも利用者の利便性向上につながらないことは市場支配力の行使とまではいえないとしても、競争評価では、利用者の利便性向上につながるような真の競争を促進すべきであることを示唆いただけるよう要望します。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【イー・アクセス株式会社／イー・モバイル株式会社】</p>	
39	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>番号ポータビリティ制度の導入等に伴い、定額制や各種割引の拡大等により、上位事業者間において、新規顧客の獲得及び既存顧客の維持に向けた競争が非常に活発に行われている。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>本評価結果案では、移動体通信市場において「競争が非常に活発に行われている」としてはいますが、一面では競争が活発に見える面があるものの、依然として周波数割当ての不均衡やMNP利用時の障壁等、公正競争上の課題が存在しているのが実状です。従って、消費者利便のさらなる最大化のためにも、総務省殿は、周波数割当ての適正化や、メール転送等MNPの促進策の実現、ローミング・ネットワークシェアリングのルール整備等、さらなる公正競争環境整備を推進すべきです。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>個別の政策の方向性に関する御意見として、今後の政策の検討の参考とさせていただきます。</p>
41	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>SIMロックの在り方に関し、10年4月に携帯電話事業者等からのヒアリングを実施し、利用者の要望を前提に事業者が自主的にSIMロック解除を実施するという方針に一定のコンセンサスを得られたこと受け、10年6月末に「SIMロック解除に関するガイドライン」を策定・公表したところである。</p>	<p>個別の政策の方向性に関する御意見として、今後の政策の検討の参考とさせていただきます。</p>

	<p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の利便性向上からも SIM ロック解除は基本的に全事業者が協調して行っていくべきと考えます。SIM ロック解除はキャリアチェンジや水平分業型モデルの促進の一手段ですが、その他にも新興事業者が競争可能な環境をサポートする観点も含めた競争促進策を検討すべきと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【イー・アクセス株式会社／イー・モバイル株式会社】</p>	
--	---	--

### Ⅲ インターネット接続領域

頁	意 見	総務省の考え方
15	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>① 単独での市場支配力</p> <p>以下の判断要素等を総合的に勘案し、NTT東西が市場支配力を単独で行使し得る地位にあると評価する。現在の市場構造や事業者間の競争状況においては、一定の競争ルールの存在なしには、契約数シェア1位のNTT東西が単独で価格及びその他の条件を左右し得る地位にある蓋然性が高い。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブロードバンド市場については、ADSL事業者をはじめとするNTT東西の加入者回線を借りてサービス提供する事業者及びCATV事業者や電力系事業者など自前で設備を設置してサービス提供する事業者など、多種多様な事業者が市場に参入し、活発な競争が繰り広げられており、NTT東西は市場支配力を行使しうる地位にありません。</li> <li>・ ブロードバンド市場には多様な事業者が参入していますが、どのようなサービス及びエリア展開で、どこまで積極的に事業展開するかは各社の経営判断であり、各社がユーザに魅力あるサービスを提供していくことにより、市場開拓・営業活動の結果としての市場シェアは常に変動するものだと考えます。</li> <li>・ また、エリアによって競争事業者の参入状況が異なっているため、競争事業者のそうした努力が当社を上回った結果、シェアが低下するケースもあれば、逆に競争事業者の取組が消極</li> </ul>	<p>競争評価においては、市場支配力について、「存在」と「行使」の二段階に分けて考察するアプローチを採っています。当該部分については、市場支配力の「存在」を認定する記述であり、制度、ルールの存在等を踏まえた市場支配力の「行使」の可能性について評価しているものではありません。</p> <p>なお、競争状況の評価にあたっては、市場シェアだけでなく、ボトルネック設備の保有の有無等の要素も含めて総合的に判断することとしています。</p> <p>また、地理的市場も含めた市場画定の在り方については、「評価結果の概要」P.11にもあるように、今後の競争評価の在り方に関する主要な論点の一つであると認識しており、御指摘の点については今後の検討の参考とさ</p>

	<p>的であったためにシェアが上昇するケースもあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このように、シェアの変動はユーザニーズの変化や事業者の事業戦略等の様々な要因により生ずるものであり、ブロードバンド市場トータルでの競争は有効に機能していると認識しています。</li> <li>・現に、西日本エリアにおいては、近畿エリアなどにおいて、電力系事業者が活発な事業展開を行っており、また、CATV事業者についても、地域毎に非常に積極的な事業展開を行っています。その結果、FTTH及びCATV市場を合わせて見ると、滋賀県、奈良県、徳島県における他社FTTHシェア、及び三重県、富山県におけるCATVシェアは当社シェアを上回っており、30府県中12府県で当社シェアが50%を下回る、活発な競争が展開されているところであります。【別添】</li> <li>・このように、ブロードバンド市場は、都道府県毎に極めて特色のある競争環境を呈していることから、NTT東西を合わせたシェア（52.2%）を判断要素のひとつとして、市場支配力の有無を評価することは、市場環境・競争環境の正確な把握に基づくものではなく、適切ではありません。ブロードバンド市場の競争状況を正確に把握するためには、都道府県毎の分析が不可欠であると考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>させていただきます。</p>
<p>17-18 53</p>	<p>【総務省殿案】</p> <p>NTT東西には、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制が適用されており、市場支配力の行使を抑止・けん制するための措置が講じられているが、NTT西日本は、10年2月、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した情報の取扱いに関し、業務改善命令を受けたという事例も発生しており、現行の競争ルールの遵守の状況に関しては、更なる注視が必要である。</p> <p>また、ブロードバンド市場におけるNTT東西のシェアは、FTTH市場でのシェア伸張に伴って上昇傾向にあり、市場における競争動向の変化に関する分析も重要である。</p> <p>さらに、NTT東西によるNGNを利用したサービス「フレッツ 光ネクスト」の普及がブロードバンド市場に与える影響について注視すべきである。今後同サービスの提供エリアの拡充に伴い、利用が拡大していくことが見込まれることから、固定電話市場からのレバレッジの可</p>	<p>競争ルールが有効に機能しているか否かについては、問題となる事案が発生したのみをもって措置が十分講じられていないとするのは必ずしも適切ではなく、事後規制を基本とするルール体系の中で、業務改善命令や行政指導といった是正措置が適時適切に行われたか否か、また有効に作用したか否かといったことを踏まえて評価すべきものと考えられます。</p> <p>行為規制の強化を講じることの必要</p>

能性などに関しては今後も注視すべきである。

FTTHサービスは、OABJ-IP電話とのセット提供が行われているなど、固定電話市場と密接に関連する形で、普及が進んでいる面があるため、固定電話市場における市場支配力を梃子としたNTT東西によるFTTH市場における影響力の拡大等についても引き続き注視すべきである。

【意見】

昨年発覚したNTT西日本における他社ADSL情報の不正利用について、本年2月に総務省殿より業務改善命令や行政指導を受け、現在業務改善計画が進行中であることに鑑みると、市場支配力の行使を抑止・けん制するための措置が十分講じられていると言えないと考えます。

また、従来から指摘しているとおり、NTT東西が、NTTグループ各社と連携しつつ多大な営業資源を投入して行うFTTHの加入促進によって、バンドル提供されているOABJ-IP電話や上位レイヤサービス（ISPサービスや各種映像サービス等）の加入促進に繋がっている状況にもあることから、FTTH市場から固定電話市場へのレバレッジ、あるいは上位レイヤサービス市場へのレバレッジ等も顕在化しております。

以上から、「市場支配力が行使される可能性があり、また他の市場へのレバレッジが存在する」と評価したうえで、NTTグループ内外の排他的連携や不適切行為の有無を、より一層検証・分析のうえ、NTT東西（その県域等子会社を含む）をはじめとしたNTTグループ全体に対する行為規制の強化策を講じることが必要と考えます。

なお、NTTグループにおける市場シェアの高まりは、NTT東西をはじめとしたNTTグループが、本来の規制の枠を超えて、なし崩し的に事業範囲を拡大していることによるものでありますが、特にブロードバンド市場においては、活用業務によって提供されているNTT東西のフレッツシリーズが大きく影響しておりますので、当該認可の取消しを含め、その取扱いを再検討いただく時期にあると考えます。

【株式会社 ケイ・オプティコム】

性については、現在、グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースにおいて、検討されているところです。

なお、活用業務に関する御指摘については、個別の政策の方向性に関する御意見として、今後の政策検討にあたって参考とさせていただきます。

17-18	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>(4) 今後の注視事項</p> <p>N T T東西には、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制が適用されており、市場支配力の行使を抑止・けん制するための措置が講じられているが、N T T西日本は、10年2月、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した情報の取扱いに関し、業務改善命令を受けたという事例も発生しており、現行の競争ルールの遵守の状況に関しては、更なる注視が必要である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この度の業務改善命令を厳粛に受け止め、業務改善計画に基づき、抜本的なシステム対応をはじめとして、顧客情報管理システムへのアクセス権限の見直し、社内規程の整備や運用ルールの見直し、及び監査・監督体制の強化を通じ、法令遵守の一層の徹底、再発防止策の徹底を図り、信頼回復に努めて参ります。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【西日本電信電話株式会社】</b></p>	—
19-20	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>参考Ⅲ-1 地域ブロック別の主要指標（ブロードバンド市場・10年3月末時点）</p> <p>（グラフ引用略）</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・F T T Hを含むブロードバンド市場については、線路敷設基盤のオープン化により、参入機会の均等性は確保されており、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、自由に事業展開できる環境にあり、現に当社と電力系事業者、C A T V事業者等との間で健全な設備ベースの競争が展開されており、また、各エリアの事業者の事業戦略に応じ、その競争状況は都道府県ごとに特色に富んだものとなっております。</li> <li>・したがって、当社は従来より、F T T Hを含むブロードバンド市場の分析、評価にあたっては、ブロック別、都道府県別を実施することが必要であると主張して参りましたが、今年度</li> </ul>	データの脱落は事務的な記載漏れですので、修正します。

	<p>においては、昨年度まで提示されていた電力事業者殿のシェアが明記されていません。このように、必要なデータすら提示されないことは競争評価の正確性を損ねるものであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、各データについては、実施細目に基づき収集されるものであり、特に契約数等、報告規則において提出が義務付けられている情報の取扱いについては、弊社の情報を含め同等に取扱われるべきものと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	
27	<p>第3章 部分市場としてのADSL市場の主要指標の分析 3. 競争状況の評価 (2) 市場支配力 1) 市場支配力の存在</p> <p>【総務省案】</p> <p>以下の判断要素等を総合的に勘案し、ソフトバンクBBは市場支配力を単独で行使し得る地位にはないが、NTT東西については市場支配力を単独で行使し得る地位にあると評価する。</p> <p>a) 量的基準</p> <p>ADSL市場における10年3月末時点の契約数シェアは、ソフトバンクBBが1位(38.7%)、2位のNTT東西(34.8%)である。</p> <p>b) その他の主な判断要素</p> <p>加入者回線のうち、ADSLに用いられるメタル回線に占めるNTT東西のシェアは99.9%(10年3月末時点)を占める。</p> <p>競争事業者によるADSLのサービス提供は、NTT東西の加入者回線の開放に依存する部分が大きく、NTT東西は、当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能な立場にある。</p> <p>NTT東西が保有するメタル回線に係わるネットワークにおける加入アクセス部分は独占的であり、一定の競争ルールが存在がなければ、契約数シェア1位のソフトバンクBBであっても継続的なサービスの提供が困難となる可能性がある。</p>	<p>競争評価においては、市場支配力について、「存在」と「行使」の二段階に分けて考察するアプローチを採っています。当該部分については、市場支配力の「存在」を認定する記述であり、制度、ルールの存在等を踏まえた市場支配力の「行使」の可能性について評価しているものではありません。</p> <p>また、市場支配力を認定するにあたっては、市場シェアだけでなく、ボトルネック設備の保有の有無といった要素も勘案しているところであり、現状ではソフトバンクBBについては市場支配力が認められないとする一方、NTT東西については存在が認められるとしているところです。</p>

	<p><b>【意見】</b></p> <p>当社設備の利用に係る接続ルールについては、総務省の情報通信審議会・研究会等のオープンな場における議論を積み重ねてきた結果、一定の整理が図られているものと認識しています。</p> <p>当社はそのルールに則って徹底したオープン化を行っており、各種手続等を通じて競争事業者に影響を与えることが可能な立場になく、現に競争事業者に影響を与えている事実もありませんので、「競争事業者によるADSLのサービス提供は、NTT東西の加入者回線の開放に依存する部分が大きく、NTT東西は、当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能な立場にある。」との記述は事実と反することから、小売市場においてシェア2位のNTT東西が市場支配力を単独で行使し得る地位にあるとの評価は不適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【東日本電信電話株式会社】</b></p>	
27-28	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>2) シェア</p> <p>ソフトバンクBBが全国において引き続きシェア1位となっているが、ADSLからFTTHへのマイグレーションやBWA等のワイヤレスブロードバンドサービス等の普及次第では、ADSL市場における競争の構造に大きな変動が生じる可能性がある。</p> <p>(2) 市場支配力</p> <p>1) 市場支配力の存在</p> <p>① 単独での市場支配力</p> <p>以下の判断要素を総合的に勘案し、ソフトバンクBBは市場支配力を単独で行使し得る地位にはないが、NTT東西については市場支配力を単独で行使し得る地位にあると評価する。</p> <p>(略)</p> <p>b) その他の主な判断要素</p> <p>加入者回線のうち、ADSLに用いられるメタル回線に占めるNTT東西のシェアは9</p>	<p>競争評価においては、市場支配力について、「存在」と「行使」の二段階に分けて考察するアプローチを採っています。当該部分については、市場支配力の「存在」を認定する記述であり、制度、ルールの存在等を踏まえた市場支配力の「行使」の可能性について評価しているものではありません。また、市場支配力を認定するにあたっては、市場シェアだけでなく、ボトルネック設備の保有の有無といった要素も勘案しているところであり、現状ではソフトバンクBBについては市場支配力が認められないとする一方、N</p>

	<p>9. 9%（10年3月末時点）を占める。</p> <p>競争事業者によるADSLのサービス提供は、NTT東西の加入者回線の開放に依存する部分が大きく、NTT東西は、当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能な立場にある。</p> <p>NTT東西が保有するメタル回線に係わるネットワークにおける加入アクセス部分は独占的であり、一定の競争ルールの存在がなければ、契約数シェア1位のソフトバンクBBであっても継続的なサービスの提供が困難となる可能性がある。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NTT東西は、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制が適用されており、当社設備の利用に係る接続ルールに則り徹底したオープン化を行っていることから、ADSL市場において市場支配力を行使することは制度的に不可能な仕組みになっております。</li> </ul> <p>については、「競争事業者によるADSLのサービス提供は、NTT東西の加入者回線の開放に依存する部分が大きく、NTT東西は、当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能な立場にある。」との評価は不適切であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・むしろ、シェア1位であるソフトバンクBB殿に関しては、以下の観点から、市場支配力の有無について分析・評価を更に深める必要があると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ソフトバンクBB殿には上記の各種規制が課されておらず、ADSL市場において市場支配力を行使する可能性があること</li> <li>－バンドル料金などにより移動体通信市場等の隣接市場へ影響を及ぼす可能性があること</li> <li>－更に、ソフトバンクグループの主要企業として上位レイヤーで事業展開するヤフー殿は、ポータルサイトや検索サービス等で極めて有力な地位を占めており、また、グーグル殿との提携を通じその地位をさらに強化する可能性も高いことから、上位レイヤーからもたらされる影響力をADSL市場等の下位レイヤーに及ぼし、双方のレイヤーでの地位を更に強化する可能性があること。</li> <li>－現実に、06年3月以来、ソフトバンクBB殿のシェアが一貫して上昇してきていること</li> </ul> </li> </ul>	<p>TT東西については存在が認められるとしているところです。</p>
--	--	-------------------------------------

	【西日本電信電話株式会社】	
50-51	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>1) 市場支配力の存在</p> <p>① 単独での市場支配力</p> <p>以下の判断要素等を総合的に勘案し、N T T 東西が市場支配力を単独で行使し得る地位にあると評価する。</p> <p>a) 量的基準</p> <p>F T T H市場全体におけるN T T 東西の契約数シェアが10年3月末時点で74.4%、集合住宅市場における契約数シェアが70.1%、戸建て+ビジネス向け市場における契約数シェアが77.5%であり、かつ、全体市場および集合住宅市場では上昇傾向が続いている。他方、電力系事業者のシェアは減少傾向にあり、N T T 東西とのシェア格差は拡大している。</p> <p>b) その他の主な判断要素</p> <p>加入者回線のうち、F T T Hに用いられる光ファイバに占めるN T T 東西のシェアは77.3%（10年3月末）を占めている。</p> <p>競争事業者によるF T T Hのサービス提供は、N T T 東西の加入者回線の開放に依存する部分が大きく、N T T 東西は当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能な立場にあると考えられる。</p> <p>また、地理的市場別で見ると、関東ブロック、近畿ブロック、四国ブロック及び九州ブロックのようにN T T 東西と電力系事業者との競争が見られる地域もある一方で、東北ブロック及び北陸ブロックのように電力系事業者がF T T Hに参入しておらず、結果N T T 東西が契約数シェアにおいて9割前後を占めている地域も存在している。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ F T T Hを含むブロードバンド市場については、線路敷設基盤のオープン化により、参入機会の均等性は確保されており、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、自由に事業展開できる環境にあり、現に当社と電力系事業者、C A T V事業者等との間で健全な設備ベ-</li> </ul>	<p>市場支配力の存在を認定するにあたっては、市場シェアだけでなく、ボトルネック設備を保有しているか否かといった要素も勘案しているところであり、N T T 東西については市場支配力の存在が認められるとしているものです。</p>

	<p>スの競争が展開されております。</p> <p>・評価案においては、ブロードバンド市場の部分市場たるF T T H市場に閉じてシェアの多寡を分析し、「N T T東西のシェアは上昇傾向が続いており、競争事業者とのシェアの格差は拡大」といった考察を行い、F T T H市場において「N T T東西は市場支配力を行使しうる地位にある」と評価していますが、N T T西日本のシェアは低下（09年3月：32.2% → 10年3月：32.1%）しており、地域別に見れば競争は十分に進展しております。</p> <p>また、ブロードバンドサービス市場全体におけるN T T東西のF T T Hシェアは4割強に過ぎず（41.5%）、そもそも市場支配力を行使し得る地位にありません。</p> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	
51	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>F T T H市場全体におけるN T T東西の契約数シェアが10年3月末時点で74.4%、集合住宅市場における契約数シェアが70.1%、戸建て+ビジネス向け市場における契約数シェアが77.5%であり、かつ、全体市場および集合住宅市場では上昇傾向が続いている。他方、電力系事業者のシェアは減少傾向にあり、N T T東西とのシェア格差は拡大している。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>本評価結果案では、N T T東西殿のシェア伸張により市場の独占化が進行している旨を記載していますが、その主要因はボトルネック設備の開放等の各種ルール整備が十分になされておらず、接続事業者の参入が実質的に困難になっていることにあります。このような市場の独占化傾向を放置することは最終的には消費者利便を損なう結果に繋がることから到底認められるはずもなく、総務省殿は公正競争環境整備のために、分岐端末回線あたりの接続料設定の実現、及びN T T東西殿が提供する次世代ネットワークにおけるO A B J - I P電話接続機能のアンバンドル等の施策を直ちに推進すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>個別の政策の方向性に関する御意見として、今後の政策の検討の参考とさせていただきます。</p>
52	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>しかしながら、N T T東西は、N T T加入電話の顧客情報によって営業面等で競争事業者に対して優位となる可能性もあり、O A B J - I P電話とのセット提供やN T T加入電話の顧客</p>	-

	<p>情報を用いた営業など、NTT東西による固定電話市場からFTTH市場へのレバレッジ等によって、FTTH市場で市場支配力を行使することへの懸念がある。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社は、FTTHに関する営業活動において、他事業者が利用できない加入電話の顧客情報を用いないことについて、支店及び県域等子会社等の社員等に周知・徹底を図るなど、適切な措置を講じております。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	
52	<p>第4章 部分市場としてのFTTH市場の主要指標の分析 6. 競争状況の評価 (2) 市場支配力 2) 市場支配力の行使</p> <p>【総務省案】</p> <p>以下の要素等を総合的に勘案し、現行の規制や市場環境下においてはNTT東西が単独で市場支配力を行使する可能性は高くないが、固定電話市場からのレバレッジの懸念等があると評価する。</p> <p>NTT東西には、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制が適用されており、市場支配力の行使を抑止・牽制するための一定の歯止めとなる措置が講じられている。</p> <p>また、市場環境についてみると、ブロードバンド市場内のケーブルインターネットからの競争圧力も存在している。</p> <p>しかしながら、NTT東西は、NTT加入電話の顧客情報によって営業面等で競争事業者に対して優位となる可能性もあり、OABJ-IP電話とのセット提供やNTT加入電話の顧客情報を用いた営業など、NTT東西による固定電話市場からFTTH市場へのレバレッジ等によって、FTTH市場で市場支配を行使することへの懸念がある。</p>	<p>OABJ-IP電話は、アナログ加入電話と代替性を有するサービスであり、アナログ加入電話に関して「存在」する市場支配力が、セット販売されているOABJ-IP電話を通じてFTTH市場に影響を及ぼしている可能性は否定できないものと考えます。</p>

	<p><b>【意見】</b></p> <p>当社は、お客様情報の保護、目的外利用の禁止等について適切な措置を講じており、顧客情報の利用について競争事業者に対して優位である事実はなく、「固定電話市場からF T T H市場へのレバレッジ等によって、F T T H市場で市場支配力を行使することへの懸念がある」との指摘は具体的な根拠がないことから、当該記述は削除の上、下記のとおり修正願います。</p> <p>(修正案)</p> <p>以下の要素等を総合的に勘案し、現行の規制や市場環境下においてはN T T東西が単独で市場支配力を行使する可能性は高くないと評価する。</p> <p>N T T東西には、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制が適用されており、市場支配力の行使を抑止・牽制するための一定の歯止めとなる措置が講じられている。</p> <p>また、市場環境についてみると、ブロードバンド市場内のケーブルインターネットからの競争圧力も存在している。</p> <p style="text-align: right;"><b>【東日本電信電話株式会社】</b></p>	
53	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>また、F T T Hサービスは、O A B J - I P電話とのセット提供が行われているなど、固定電話市場と密接に関連する形で、普及が進んでいる面があるため、固定電話市場における市場支配力を梃子としたN T T東西によるF T T H市場における影響力の拡大等についても引き続き注視すべきである。</p> <p>さらに、10年2月、N T T西が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した情報の取扱いに関し、業務改善命令を受けたところであり、現行の競争ルールの遵守の状況に関しては、更なる注視が必要である。</p> <p>加えて、N T T東西によるN G Nを利用したサービス「フレッツ 光ネクスト」の普及がF T T H市場に与える影響について注視することが必要である。今後、インターネット接続とO A B</p>	<p>隣接市場だけでなく、レイヤー間のレバレッジは、今後の競争評価の在り方を検討する上で重要な論点の一つであると認識しており、「評価結果の概要」P.13において、「今後、市場支配力の存在や行使の可能性について分析を行う際には、上下レイヤーの市場環境、技術革新の動向、利用者の需要等を適宜考慮して総合的な判断を行うこととする。」と記述しています。</p>

	<p>J-IP電話のセット販売、更には映像サービスを加えた「トリプルプレイサービス」に対する需要動向によっては、FTTH市場動向に大きく影響する可能性があり、今後注目する必要がある。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>FTTH市場におけるNTT東・西のシェアは74.4%（2010年3月時点）と非常に高いシェアを有している状況になっています。これは、NTT東・西が高いシェアを有する加入電話からOABJ-IP電話へのマイグレーションが進展する中で、加入電話の顧客情報を利用でき、加えて、他社情報についても閲覧し得る立場にあるNTT東・西の市場支配力が、固定電話市場からブロードバンド市場へのレバレッジによって行使された結果であると言えます。</p> <p>それに加え、NTT東・西のNGNは同社が独占して持つ加入光アクセス回線部分と一体となって提供されていることから、NGNと一体となった加入光アクセス回線部分を保有するNTT東・西の市場支配力が上位レイヤーにまで行使される懸念があります。</p> <p>具体的には、NTT東・西によるFTTHサービスにおける「フレッツ・テレビ」等の上位レイヤーサービスの提供は、垂直方向のレバレッジが行使されていると考えられるため、競争評価アドバイザリーボードでご指摘があったように水平方向のレバレッジだけでなく垂直方向のレバレッジについて分析する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【KDDI株式会社】</b></p>	
53	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>また、FTTHサービスは、OABJ-IP電話とのセット提供が行われているなど、固定電話市場と密接に関連する形で、普及が進んでいる面があるため、固定電話市場における市場支配力を梃子としたNTT東西によるFTTH市場における影響力の拡大等についても引き続き注視すべきである。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FTTH市場においては、当社のみでなく大半の事業者がOABJ-IP電話を提供しており、また、NTT西日本のシェアは低下（09年3月：32.2%→10年3月：32.1%）</li> </ul>	<p>OABJ-IP電話は、アナログ加入電話と代替性を有するサービスであり、アナログ加入電話に関して「存在」する市場支配力が、セット販売されているOABJ-IP電話を通じてFTTH市場に影響を及ぼしている可能性は否定できないものと考えます。</p>

しており、地域別で見ても、東海、四国の各エリアで当社のシェアは低下していることから、当社のセット提供がシェア増大に寄与している、とは言えない状況となっています。

【地域別シェア：FTTH】

	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄
07年12月	79.3%	97.0%	56.1%	72.9%	74.1%	69.5%	90.9%
08年12月	77%	96%	56%	76%	73%	69%	91%
10年3月	62.6%	96.0%	58.0%	78.7%	70.7%	72.8%	93.2%

【西日本電信電話株式会社】

53

【総務省案】

さらに、10年2月、NTT西が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した情報の取扱いに関し、業務改善命令を受けたところであり、現行の競争ルールの遵守の状況に関しては、更なる注視が必要である。

【意見】

- ・この度の業務改善命令を厳粛に受け止め、業務改善計画に基づき、抜本的なシステム対応をはじめとして、顧客情報管理システムへのアクセス権限の見直し、社内規程の整備や運用ルールの見直し、及び監査・監督体制の強化を通じ、法令遵守の一層の徹底、再発防止策の徹底を図り、信頼回復に努めて参ります。

【西日本電信電話株式会社】

—

54

【総務省案】

参考Ⅲ-2 地域ブロック別の主要指標（FTTH市場・10年3月末時点）

（グラフ引用略）

【意見】

データの脱落は事務的な記載漏れですので、修正します。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ F T T Hを含むブロードバンド市場については、線路敷設基盤のオープン化により、参入機会の均等性は確保されており、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、自由に事業展開できる環境にあり、現に当社と電力系事業者、C A T V事業者等との間で健全な設備ベースの競争が展開されており、また、各エリアの事業者の事業戦略に応じ、その競争状況は都道府県ごとに特色に富んだものとなっております。</li> <li>・ したがって、当社は従来より、F T T Hを含むブロードバンド市場の分析、評価にあたっては、ブロック別、都道府県別を実施することが必要であると主張して参りましたが、今年度においては、昨年度まで提示されていた電力事業者殿等のシェアが明記されていません。このように、必要なデータすら提示されないことは競争評価の正確性を損ねるものと考えます。</li> <li>・ また、各データについては、実施細目に基づき収集されるものであり、特に契約数等、報告規則において提出が義務付けられている情報の取扱いについては、弊社の情報を含め同等に取扱われるべきものと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	
54	<p>【総務省案】</p> <p>10年6月、J : C O M、住友商事、K D D Iによる業務提携の検討に関する覚書が締結され、その中でJ : C O MとK D D Iの子会社であるJ C Nとの資本関係の構築を含め両社におけるケーブルテレビ事業に関するシナジーの実現に向けて検討することとされており、これらの動きによるケーブルインターネット市場への影響については、今後注視が必要である。</p> <p>また、A D S Lと異なり、ケーブルインターネットは放送サービスとのバンドルによる優位性・独立性があるが、高品質・多チャンネルの映像伝送サービスを利用可能なF T T Hへのマイグレーションの進展が、ケーブルインターネットに競争上の影響をもたらす可能性があり、I Pマルチキャスト等の映像伝送サービスの普及動向に注目することが今後必要である。さらに、O A B J - I P電話を加えたトリプルプレイサービスの動向に関しても注視が必要である。</p> <p>さらに、H F CやD O C S I S 3 . 0などケーブルインターネットの高速化が進展しており、そうしたサービス はユーザーにとってF T T Hと一定程度代替的である可能性がある。今後</p>	<p>賛同の御意見として取り扱わせていただきます。</p> <p>なお、F T T H市場とケーブルインターネット市場を総合的に捉えるべきとの御指摘については市場画定の見直しに関する議論を進める中であわせて検討すべきものと考えます。</p>

	<p>は、高速なケーブルインターネットとFTTHについて特に着目した分析を加えることも考慮すべきである。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高速ケーブルインターネットとFTTHについて、特に着目した分析を加えるとの取り組みに賛同いたします。</li> <li>・現実に、西日本エリアにおいては、各地においてCATV事業者殿との熾烈な競争を展開しており、FTTH及びCATV市場を合わせて見ると、6県（三重県、富山県、福井県、佐賀県、長崎県、宮崎県）において、主にCATV事業者殿との競争により当社のシェアが50%を下回っており、とりわけ2県（三重県、富山県）ではCATV事業者殿が当社シェアを上回っております。<b>【別添】</b></li> <li>・こうした各府県域におけるシェアの状況、ケーブルテレビ事業者と通信事業者との業務提携の動向、トリプルプレイを志向するマーケットの状況を勘案すれば、市場画定そのものにおいても、FTTH市場、CATV市場を別個の部分市場と捉えるのではなく、両市場を総合的に捉え、検討を深める必要があると考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【西日本電信電話株式会社】</b></p>	
55-58	<p>意見：54頁からはじまる「参考Ⅲ-2 地域ブロック別の主要指標（FTTH市場）」について、北海道～関東まではNTT、KDDI、USENのシェアが明記されているが、東海～沖縄まではNTTのみの表記となっており、KDDI、USEN等NTT以外の事業者のシェアが明記されていない。総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課に問い合わせたところ、東海～沖縄まではNTT以外の事業者のシェアを公表しない方針であるとの説明であった。地域は別であるものの、一連の情報なので同じ基準で資料を作成すべきであり、NTT以外の事業者のシェアを公開すべきだと思います。</p> <p style="text-align: right;"><b>【個人】</b></p>	データの脱落は事務的な記載漏れですので、修正します。
64	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>10年6月、J:COM、住友商事、KDDIによる業務提携の検討に関する覚書が締結され、その中でJ:COMとKDDIの子会社であるJCNとの資本関係の構築を含め両社におけるケーブルテレビ事業に関するシナジーの実現に向けて検討することとされており、これらの動きに</p>	当該部分は、御指摘にあるような「市場に影響があるという前提の記述」を意図するものではありません。ケーブルテレビ市場において市場シ

	<p>よるケーブルインターネット市場への影響については、今後注視が必要である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>業務提携の事例は本件以外にも多数存在しますが、これらについては、提携したことによる効果や影響が具体的に明らかになった時点で注視ないし分析の対象とすべきか否かを検討することが一般的であると考えます。本件は、業務提携の検討に関する覚書を締結した段階に過ぎないにもかかわらず、客観的・中立的な立場で市場分析を行う競争評価において、具体的な検証をしないまま、今後ケーブルインターネット市場に影響があるという前提の記述をすることは、今後のビジネス展開を萎縮させかねないと考えます。このため、本評価に取り上げることは適切ではないことから、当該箇所の削除を要望します。</p> <p style="text-align: right;"><b>【KDDI株式会社】</b></p>	<p>エア1位と2位の事業者が何らかの資本的つながりを有するようになることは、ケーブルインターネット市場の競争評価を実施する上で大きな要素であると考えます。</p>
74	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>ADSLからFTTHへのマイグレーションが進行している中、ISP市場におけるNTT系事業者の契約数シェアは上昇を続けている。インターネット接続サービスはインターネット接続回線サービスと補完的なサービスであり、ADSLやFTTHといったブロードバンド市場からISP市場へのレバレッジによる影響について、注視が必要である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>本評価結果案では、「ISP市場へのレバレッジによる影響について、注視が必要」としていますが、過去数年に渡り競争セーフガード制度において競争事業者から指摘があったとおり、子会社等を通じた排他的な共同営業等の実質的なNTTグループ連携の事例が市場に存在しているのが実状です。総務省殿はこのような市場における問題を軽視するのではなく、市場実態をより積極的に検証し、競争阻害事例の排除等のより厳格な措置を直ちに行うべきです。</p> <p style="text-align: right;"><b>【ソフトバンクグループ】</b></p>	<p>個別の政策の方向性に関する御意見として、今後の政策の検討の参考とさせていただきます。</p>

## IV 法人向けネットワークサービス領域

頁	意見	総務省の考え方
12-18	<p>【総務省案】</p> <p>(2) インターネットVPNの利用動向 前出の法人向けネットワークサービスに関するアンケート調査結果のうち、インターネットVPN等の利用率を示したのを見ると、全サンプルのうち6割弱の企業がインターネットVPNを利用しており、他の代表的なWANサービスであるIP-VPNや広域イーサネット等を上回る利用率がある。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市場支配力 (略)</p> <p>②複数事業者による市場支配力 以下の判断要素等を総合的に勘案し、NTTグループの複数の事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にあると評価する。</p> <p>a) 量的基準 WANサービスにおける上位3社シェア（NTT東西、NTTコミュニケーションズ、KDDI）は10年3月末時点で74.6%、HHIが2173と寡占的な状態にある。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 今後の注視事項 WANサービス市場において、NTTグループのシェアは高い水準を維持している。 また、NTT東西の持つNTT加入電話の顧客情報を活用することで、NTT東西、NTTコミュニケーションズが競争事業者に対してWANサービスの利用者獲得において優位に立つ等、総合的な事業能力が発揮される可能性もある。 これらを考慮し、NGNを活用したWANサービスの提供状況、NTTグループの協調による市場支配力の保有・行使の可能性等について、引き続き注視する必要がある。</p>	<p>インターネットVPNについても収集可能なデータに基づいて評価分析を行っておりWANサービス市場全体の評価に際して除外しているものではありません。</p> <p>なお、2点目の御指摘については、以下のとおり修正します。</p> <p>WANサービス市場において、NTTグループのシェアは高い水準を維持しており、NGNを活用したWANサービスの提供状況、NTTグループの協調による市場支配力の保有・行使の可能性等について、引き続き注視する必要がある。</p>

	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、SaaS型サービス、クラウドコンピューティングが進展し、合わせてサービスの提供事業者は多様化しており、また、「6割弱の企業がインターネットVPNを利用」とのアンケート結果等を踏まえると、インターネットVPNを除いたWANサービスのシェアの状況を以って支配力の存在を評価することは正確性を欠くおそれ大きいと考えます。</li> <li>・評価案においては、「NTT東西の持つNTT加入電話の顧客情報を活用することで」「利用者獲得において優位に立つ等」の可能性に言及し、NTTグループの協調による「市場支配力の保有・行使の可能性」等の予断をもって、NGNを活用したWANサービスの提供状況、NTTグループの協調による市場支配力の保有・行使の可能性等について注視することは評価の客観性・中立性の観点から適切ではないと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	
22	<p>第4章 専用サービス市場の主要資料の分析 2. 競争状況の分析 (2) 事業者シェア</p> <p>【総務省案】</p> <p>事業者シェアの推移を見ると、NTT東日本、西日本双方共にシェアは近年増加傾向にある。NTT東西合わせて09年3月末時点で91.3%と依然高いシェアを占めており、ほぼ独占的な状況が続いている。</p> <p>【意見】</p> <p>当該シェアに含まれているIPルーティング網接続専用サービスは、競争事業者のFTTHサービス等に用いられる接続専用回線（加入ダークファイバ）であり、接続専用回線を除く専用サービスにおけるNTT東西のシェアが、2006年度末：68.2%、2007年度末：56.3%、2008年度末：54.6%と減少傾向が継続していることを考慮すると、NTT東西が市場においてほぼ独占的な状況が続いているとの記述は不適切であると考えます。</p> <p>以上を踏まえて、以下のとおり修正願います。</p> <p>(修正案)</p> <p>専用サービス市場におけるNTT東西のシェアは、図表Ⅳ-22に示したとおり、09年3</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>事業者シェアの推移を見ると、<u>回線数ベースではNTT東日本、西日本双方共にシェアは近年増加傾向にある。NTT東西合わせて09年3月末時点で91.3%と依然高いシェアを占めており、ほぼ独占的な状況が続いている。</u></p> <p><u>他方、他事業者の光アクセスサービス等に用いられる加入ダークファイバを除いた専用サービスに関しては、NTT東西のシェアは09年3月末時点で54.6%となっており、ここ数年減少傾向が続いている。</u></p>

	<p>月末時点で接続専用回線を除き 54.6%であり、減少傾向が顕著である。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	
23	<p><b>【総務省案】</b></p> <p><b>【参考】</b> 接続専用線を除く専用サービスの契約数</p> <p>参考として、主として他の電気通信事業者の足回り回線として供される接続専用回線の契約数を除いた場合を見る。接続専用回線を除く専用サービスの契約数は、減少が続いており、09年3月末時点で約8万となり、専用回線全体の1割程度となる。</p> <p>これには、接続専用回線を除くことで、近年伸張の著しいIPルーティング網専用サービスが除かれることが影響している。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専用サービスについては、</li> <li>①【図表Ⅳ-2 主力サービスの利用動向（P2）】でも明らかなように、近年、利用度が大幅に低下しており、法人向けネットワークサービス市場の競争全体に与える影響が小さくなっていること</li> <li>②企業通信における主たる役割を終えた状況にあり、急激に市場が縮小していることを鑑み、また特定電気通信役務から指定電気通信役務への変更を踏まえるならば、敢えて競争評価で分析する意義に乏しいと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>市場画定の見直しについては今後の競争評価の在り方に関する主要な論点であると考えており、御指摘の点についても議論を進めていく中で検討することが必要と考えます。</p>
26	<p>第4章 専用サービス市場の主要資料の分析 3. 競争状況の評価 (2) 市場支配力 1) 市場支配力の存在</p> <p><b>【総務省案】</b></p> <p>以下の判断要素等を総合的に勘案し、NTT東西は単独で市場支配力を行使し得る地位にあると評価する。</p> <p>a) 量的基準</p> <p>接続専用回線を除く専用サービスの契約数のNTT東西のシェアは09年3月末時点で5</p>	<p>当該部分は、御指摘にあるような「設備利用に係る各種手続き等を通じて競争事業者に影響を与えている事実」があることを記述するものではなく、懸念要素として記述したものであり、削除することは適切ではないと考えます。</p>

	<p>4. 6%である。</p> <p>b) その他の主な判断要素</p> <p>NTT東西は、契約数において大きな市場シェアを占めているだけでなく、設備面でも引き続きシェアが大きい。10年3月時点で、メタルと光ファイバ等を合わせた加入者回線数シェアは87.9%、光ファイバのみを見ても77.3%、メタルのみを見ると99.9%である。</p> <p>競争事業者がサービスを提供する際に、NTT東西の設備を借り受けることが必要な場合があり、この設備利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>当社設備の利用に係る接続ルールについては、総務省の情報通信審議会・研究会等のオープンな場における議論を積み重ねてきた結果、一定の整理が図られているものと認識しています。</p> <p>当社はそのルールに則って徹底したオープン化を行っており、設備利用に係る各種手続等を通じて競争事業者に影響を与えている事実はなく、「競争事業者がサービスを提供する際に、NTT東西の設備を借り受けることが必要な場合があり、この設備利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能である。」との記述は、客観性・中立性を欠いていることから削除願います。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	
--	--	--

## V 電気通信サービスに係る消費者選好の変化に関する経時的分析

頁	意見	総務省の考え方
13-15	<p><b>【総務省殿案】</b></p> <p>5. メタルからFTTHへの移行の動向</p> <p>(1) インターネット</p>	<p>個別の政策の方向性に関する御意見として、今後の政策検討において参考とさせていただきます。</p>

	<p>また、ADSLの利用者におけるFTTHへの移行希望については5割以下であり、2009年度は2008年度に比べ、さらに割合が低下している。</p> <p>(2) 固定電話</p> <p>そこで、固定電話のOABJ-IP電話への変更意向についてみると、OABJIP電話ではない固定電話利用者におけるOABJ-IP電話への変更を希望する割合は20%以下であり、さらに、2008年度に比べ2009年度は割合が低下している。これは、IP電話への変更を希望する利用者は既にIP電話へと変更しているためと考えられる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>ADSLの利用者におけるFTTHへの移行希望の割合が低下していることは、FTTHならではの利活用策が充実していないため、ADSLで十分という利用者が多く存在していることを如実に表しているものと考えます。</p> <p>また、OABJ-IP電話ではない固定電話利用者におけるOABJ-IP電話への変更を希望する割合が低下しているのも、バンドル提供されるFTTHのポテンシャルが十分発揮できていないことが影響しているものと考えます。</p> <p>そのため、FTTHの利用率向上、更にはバンドル提供されているOABJ-IP電話の利用促進に向け、今後一層、官・民それぞれの立場で、FTTHならではの利活用策の充実を図るべく取り組んでいくことが重要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 ケイ・オプティコム】</p>	
--	---	--

## VI モバイル及びブロードバンドの普及に関するこれまでの競争政策の経済効果の定量分析

頁	意見	総務省の考え方
7	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>1) AHP分析の手順</p> <p>①アンケート調査による重要度の一対比較</p> <p>携帯電話、ADSL及びFTTHの各市場において、競争政策のほか、普及の要因と考えられる項目を階層的に取り上げ、各階層の各項目について重要度の一対比較を行う。一対比較の</p>	<p>今後、同様の分析を行う際に参考とさせていただきます。</p>

	<p>ための調査は、各市場における主要事業者に対して行った。調査項目については、図表VI-3のとおりである。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>電気通信事業は技術革新が非常に早く、市場環境が常に激しく変化してきています。こうした環境の中で、制度・政策が適切な時期に導入されたか否かによって、各要因に対する重要度には大きな違いが生じるものと考えます。加えて、各要因同士には因果関係や相関関係が存在することから、各要因の重要度を検証する上ではサービスが市場に投入されてから現在に至るまでの時間軸を考慮した経時的な調査、分析が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	
11-14	<p><b>【総務省殿案】</b></p> <p>2. ブロードバンド市場の分析</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>現在、ブロードバンド市場において活発に行われている事業者間競争こそが、通信の自由化以降の規制緩和策やN T T再編をはじめとしたドミナント事業者に対する事業規制・行為規制等といった競争政策による成果であると考えます。</p> <p>他の市場に比べ新しい市場であるF T T H市場において、「図表VI-6 F T T H市場における重要度」のとおり、事業者間競争の重要度が最も高く評価されているのも、前述の競争政策の賜物であると考えます。</p> <p>そのため、今後とも、設備競争とサービス競争の両立に軸足をおいた競争政策により、事業者間競争を一層促進していくことが重要であると考えます。</p> <p>また、競争政策の効果分析にあたっては、今回試行のように接続政策中心に行うのではなく、事業者間競争の存在も競争政策の効果として分析対象に含めるべきと考えます。</p> <p>特に、既に独占時代に構築し終え設備競争のないメタルを利用するA D S Lと、複数事業者が設備競争をしつつ整備を進めている光ファイバを利用するF T T Hとでは、市場構造や競争環境が大きく異なるという点を踏まえると、接続政策中心の経済効果分析だけでは十分とは言</p>	<p>今後、競争評価を行っていく上で参考とさせていただきます。</p>

	<p>い難いため、より広範かつ多角的な視点から競争政策全体の効果分析を実施いただくことが肝要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 ケイ・オプティコム】</p>																			
13	<p>【総務省案】</p> <p>次に、AHP分析により競争政策及びその他の項目の相対的重要度を算定し、競争政策の直接効果を求める。AHP分析に当たっては、携帯電話市場及びADSL市場における調査と同様2010年3月に、主要事業者7者に対しヒアリング及びアンケート調査を行い、各項目について重要度を一対比較の形で回答してもらった。ヒアリング及びアンケート調査では7者すべてから回答を得た。各回答から計算した重要度について市場シェアで加重平均することで、FTTH市場における総合的な重要度として算定した。</p> <p>分析結果は、図表VI-6のとおりとなった。</p> <p>【図表VI-6 FTTH市場における重要度】</p> <table border="1" data-bbox="342 695 1527 994"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">競争政策</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">0.0986</td> <td style="text-align: center;">アンバンドルルールの整備</td> <td style="text-align: center;">0.0253</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">コロケーションルールの整備</td> <td style="text-align: center;">0.0230</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">線路敷設基盤の開放</td> <td style="text-align: center;">0.0223</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">接続料の低廉化</td> <td style="text-align: center;">0.0281</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業者間競争</td> <td style="text-align: center;">0.4883</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">環境及び技術</td> <td style="text-align: center;">0.4131</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>【意見】</p> <p>FTTHの普及の要因として、事業者間競争の寄与度が48.8%と最も高い結果となっています。過去、中継電話、ADSL、携帯電話等の各種通信サービスは、事業者間競争の中で、料金の低廉化や高速化といった利用者の利便性の向上が図られて普及につながったと考えます。</p> <p>FTTH市場においても、立ち上がり時期においては各事業者間の競争が機能し、料金の低廉化やサービスメニューの多様化等、利用者の利便性の追求が図られた結果、普及が進んだと考えます。しかし、現在、FTTH全体の加入者数が増加傾向にあるものの、NTT東・西の</p>	競争政策	0.0986	アンバンドルルールの整備	0.0253	コロケーションルールの整備	0.0230	線路敷設基盤の開放	0.0223	接続料の低廉化	0.0281	事業者間競争	0.4883			環境及び技術	0.4131			<p>御指摘の点については、「Ⅲインターネット接続領域」P.53第2パラグラフにおいて、引き続き注視すべき事項として記述しています。</p>
競争政策	0.0986			アンバンドルルールの整備	0.0253															
				コロケーションルールの整備	0.0230															
				線路敷設基盤の開放	0.0223															
		接続料の低廉化	0.0281																	
事業者間競争	0.4883																			
環境及び技術	0.4131																			

	<p>シェアは74.4%（2010年3月時点）と非常に高いシェアを有しており、引き続き上昇している状況です。</p> <p>これは、NTT東・西が高いシェアを有する加入電話からOABJ-IP電話へのマイグレーションが進展する中で、加入電話の顧客情報を利用できるという営業上優位な立場にあるNTT東・西の市場支配力が、固定電話市場からブロードバンド市場へのレバレッジによって行使された結果であり、立ち上がり時期と比較して事業者間競争は遥かに減退しており、公正な競争が行われている状況とは言えないと考えます。</p> <p>上述のようなレバレッジは、公正競争を阻害し、中長期的にはFTTHの普及を妨げる要因の1つとして考えられるため、加入電話市場におけるNTT東・西の市場支配力の行使の懸念を考慮する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	
--	--	--

以上